

第百八十六回国
参議院
文教科学委员会
會議録第十九号

平成二十六年六月十七日(火曜日)

午後一時三分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事
丸山 和也君

石井 浩郎君
二之湯武史君
大島九州男君
松沢 成文君

委員

上野 通子君
衛藤 晟一君
中曾根弘文君
橋本 聖子君
堀内 恒夫君
水落 敏栄君
石橋 通宏君
斎藤 嘉隆君
櫻井 充君
那谷屋正義君
新妻 秀規君
矢倉 克夫君
柴田 巧君
藤巻 健史君
田村 智子君

衆議院議員

修正案提出者
笠 浩史君

国務大臣
文部科学大臣
下村 博文君

副大臣
文部科学副大臣
西川 京子君

事務局側
常任委員会専門
員
美濃部寿彦君

政府参考人

文部科学省高等
教育局長 吉田 大輔君
文部科学省科学
技術・学術政策
局長 川上 伸昭君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(丸山和也君) ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、文部科学省高等教育局長吉田大輔君外一名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(丸山和也君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(丸山和也君) 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○二之湯武史君 自由民主党の二之湯武史です。

よろしくお願いたします。

まず、冒頭ですが、先日、会館の方に下村大臣の自叙伝というのを賜りまして、まだ全部熟読はできておりませんが、本当に敬意を改めて

申し上げたいというふうに思っております。塾の経営者の大先輩でもあられますし、いろんなところで何か自分にちよつと似通ったところがありまして、勝手に感情移入をさせていただいておりますけれども。

今日は学校教育法のいわゆる大学がバナンスの法案審議ということで、細かい点ではなくて、まずこの大きな考え方から是非伺いをしたいと思います。

この教育再生、これは常々おっしゃってられますように、現安倍内閣の二大柱の一つだと思えますし、私ももうその重要性は十分に認識をしていますつもりでございます。

先日、いわゆる地教行法が改正されました、教育委員会の制度改正が行われました。教育委員会というところですら初等中等教育というところだと思ひますけれども、もう一つやはり私は高等教育、これは常々この一般質疑でも質問を申し上げておりますけれども、この初等中等と高等、両教育がそろって初めての教育再生であるというふう

に考えておりますけれども、しかもその中の、つまり教育再生における高等教育の再生と、こういうことに対して大臣はどのように認識を持っていたらっしゃるのかということをお聞かせをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(下村博文君) 私の著書のことを触れていただきまして、ありがとうございます。教育を変え日本を変えたいというのが私のその著書の元々のテーマだったんですけれども、出版社がそれでは売れないということで、出版社が勝手に三

倍は売れるだろうというふうにテーマを変えられました。中身は全く同じですので、是非最後まで読んでいただければ有り難いと思ひます。

高等教育でありまして、社会経済のグローバル化が急速に進展する中、少子高齢化が進む我が国が今後世界に伍して発展していくためには、教育再生によりまして一人一人の力を最大限に高めたいことが不可欠であるというふうに考えます。特に、知識基盤社会と言われる二十一世紀において、社会の様々な分野で活躍できる高度人材の育成を担う高等教育の役割が極めて重要であります。諸外国でも近年経済成長を遂げている国々は、いづれも高等教育を重視し、その充実に力を注いでいると。大学進学率がそのままその国の経済成長にもつながって、正比例しているという状況でございます。

しかし、我が国の大学におきましては、大学生の学習時間が短い、また社会からの期待に十分大学そのものが応えていない、また国際的な評価も高いとは言えないなどの課題を抱えております。大学力は国力そのものであり、このままでは日本が世界の中で地盤沈下しかねないというふうに考えております。

大学を中心とする高等教育の再生なくして日本の再生は果たせない、その観点で今回の大学のガバナンス改革であります。各大学が社会の期待や要請に迅速かつ適切に対応して改革を進められるようにするためのものとして改正案を出させていただきました。日本の大学が大きく変わる重要な手だてとなつてくるというふうに思ひます。

現在、教育再生実行会議や中央教育審議会の議論や提言を踏まえ、大学教育の充実のための大学教育の質的転換に取り組み大学への重点支援、また大学入学者選抜の在り方を含む高大接続の抜本的見直し、さらに留学生交流や大学の国際化の推進、大学と地域、産業界との連携強化などの施策も同時に今進めております。今回のガバナンス改革を機に、今後更に大学改革を推進、加速し、我が国の高等教育の抜本的な強化を図つてまいりたいと考えております。

〇二之湯武史君 ありがとうございます。非常に強い問題意識と、そしてそれを進めていこうという強力な政治的な意思というものを今の答弁で十分感じることができました。

自叙伝の話、ちよつとまた言い忘れたので戻りますけれども、塾をされているときの、二十何歳ですかね、あのときの写真とか、三十一歳で初めて選挙に出られたときの写真が俳優みたいな男前で非常にびつくりしたのと、初当選で、初登庁でマラソンで何かが行かれたときの姿のギャップが、やはり都議会では非常に苦勞されたんだなと思いました。

では、二つ目の質問に移りますけれども、今のお話で大学に対する思い、それは非常に理解できたんですが、私は大学を含めた高等教育の再生というものが大事であるというふうに思っているんですね。

高等教育には、当然、大学はその大きな役目を果たしているんですが、例えばいわゆる短期大学とか高等専門学校、そして各種・専修・専門学校、こういったものが総体的に日本の高等教育を担っているというふうに私は理解をしています。その中の中核が大学であることはこれは間違いない事実ですけれども、今回の学校教育法はその中の大学というものを改革をしていくということだと思っております。

それ以外の、今申し上げたような短大や高専や若しくは専修・専門学校といったような主に職業教育を今現在の中で中心的に担っている、こういった他の学校種も含めて、大学に伴ってそういったところ、高等教育全体として改革をしていくというようなビジョンはあるんでしょうか。それとも今回のこの大学というものとどまることなんでしょうか。これ、その後のビジョンについてもちよつとお聞きをしたいと思います。

〇政府参考人(吉田大輔君) 先生御紹介のように、我が国の高等教育機関としては、四年制大学のほかに短期大学、高等専門学校、それからいわゆる専門学校と言われますけれども専修学校専門

課程がございまして、それぞれ特色を生かした教育を展開をしております。社会の様々な分野で活躍する高度人材の育成を質、量共に充実するに、これらの高等教育機関がそれぞれの強みを生かし社会や学生の多様なニーズに添えていくことのできる環境を整備することが重要でござい

ます。このうち、短期大学を含む大学については、今回のガバナンス改革を始め、高大接続の見直しや国際化や地域産業界との連携強化などの施策を進めております。また、短期大学につきましては、近年、学校数、進学者数が減少する中で、中央教育審議会に短期大学ワーキンググループを設けまして今後の在り方を議論をしているところでございます。また、高等専門学校につきましては、産業界から高い評価を得ておりますが、産業構造の変化や技術の高度化に更に対応していくため、産業界や地域のニーズも踏まえた学科の改組や高等専門学校教育のグローバル化などを促進しているところでございます。また、専門学校については、昨年度から職業実践的な教育を行う専門課程に関する認定制度を創設し、柔軟な制度を生かすつ、質の保証、向上を図る取組を進めているところでございます。

また、現在、教育再生実行会議におきましては学制改革の議論が行われてございますが、その中でも高等教育の多様性を踏まえた高等教育、職業教育の在り方などの論点について検討が行われているところでございます。

今後、高等教育を質量共に充実していくためには、高等教育段階における職業教育の充実方策を始めとして社会や学生の多様なニーズに即して高等教育全体の在り方を広い視野に立って検討していくことが重要であるというふうに考えております。

〇二之湯武史君 ありがとうございます。是非、スピード感を持って、一刻も早くということが望まれると思えますし、それぞれ個別的にやるんではなくて、やっぱり高等教育全体として

のビジョンというのか、そういったものを示しながら、個別のものを是非スピード感を持って進めていただきたいというふうに思っております。

では、次の質問に移りますが、今回の大学ガバナンスの改革においてやっぱり問題意識になったのが、いわゆる国際ランキングにおける日本の大学の不振というものがあろうというふうに思います。

いろんな調査がありますけれども、例えばベスト百に四校か五校しか入っていないとか、それをトップハンドレッドに日本の大学を十校入れるんだと、そういう分かりやすい数値目標も掲げておられますけれども、私、先日の自民党の部会でも申し上げましたが、これをその額面どおり受け取っているのかということ、非常に問題意識を持っています。

つまり、まず大学といつても非常に幅広いものがありまして、文系から理系まで、文系の中でもいろんな学部によつてはそれぞれ評価が違う。御存じのとおり、アメリカの大学は、それぞれもろろ本に何大学の何学部というところまで専門性が非常に細かく細分化されていて、同じ大学であっても、この学部とこの学部では社会の評価が全く違つと、こういったものが恐らく世界の大学の実情だと思えます。

そういった中で、非常に漠然と日本の大学は駄目だとか、東大は随分落ちたなとか、こういう一般論ではなくて、いわゆるあいう大学ランキングというのは、それぞれ各要素に分解して、それぞれの分野で数値があつて、それが相対的に、総合評価で何番だというような話になっていると思ふんですが、その中で、特に、例えば文系の学部が弱いのか理系の学部が弱いのかとか、それぞれ、先ほどランキングを算定する要素のうち、例えば国際性の部分が弱いとか、そういったしつかり問題の所在というものをと明確にしないと、とにかく大学に力を入れるといったような大ざっぱな議論では、僕はなかなかその問題の所在、問題意識をしつかり正しくつかめないのでは

ないかと、そういうようなお話をふだんしているんですけれども、そこについて、今の日本の大学は具体的にどういった分野で問題を抱えているのかと、そしてそれをどう解決するためにこのガバナンス改革はあるのかと、こういうことなんだと思うんですが、そこについてのお答え、何が問題なんでしょうか。

〇政府参考人(吉田大輔君) いわゆる世界大学ランキングは様々な機関が独自の指標により行っているものでございますけれども、我が国の大学に対する国際的な評価や強み弱みを知る上で参考になるものと考えております。

代表的なものとしては、例えばイギリスのタイムズ・ハイアー・エデュケーション社の世界大学ランキング、これは二〇一三―一四年版でございましてけれども、その中では上位百校に入っております我が国の大学は二校にとどまるなど、残念ながら全体として日本の大学の国際的な評価は高いとは言えない状況にございます。これを評価の指標ごとに見てみますと、世界の上位校に比べまして、我が国の大学は外国人教員や留学生の比率などの国際という側面、あるいは論文引用という側面で評価が低い傾向にございまして、国際化への対応が大きな課題の一つであるというふうに認識をしております。

一方、学問分野別の指標を見てみますと、例えばトムソン・ロイター社、これはアメリカの会社でございますけれども、この会社の論文引用動向によります研究機関ランキング、これは二〇一三年版でございましてけれども、それによりまして、化学では世界十位以内に日本の大学が二校入っております。また、物理学では十位以内に二校、三十位以内に四校がランキングとして入っております。また、材料科学では十位以内に二校、三十位以内に四校、また、生物学・生化学では十位以内に二校、四十位以内に三校が入るなど、こういった分野での研究力では世界にも強い影響力を持っているという存在でございまして、また、タイムズ・ハイアー・エデュケーション

社の分野別ランキングを見てみますと、生命科学では世界の上位五十位以内に日本の大学が三校、工学・技術では百位以内に四校が入っているという状況がございしますが、委員御指摘のように、人文・社会科学系につきましては、芸術・人文科学といった状況がございまして、人文・社会科学系が弱いところは見えて取れるかと思えます。

今回の法改正というのは、我が国の大学の国際競争力を高めるために基盤を変えていくということですのでございまして、大学全体の国際化を更に推進するとともに、人文・社会科学系の分野でも教育研究力の強化を図っていく必要があるというふうに考えております。

○二之湯武史君 これからいろんな議論をする場に文科省が出されるデータというのは、今みたいな分析がされたものがほとんどないんですよ。とにかく日本の大学は駄目ですよとほんとこう出てる。駄目だから予算下さい、お金下さいというふうに見えてしまうところがある。ですので、今おっしゃったように、分野ごとに問題をしっかりと所在を確認して、そして特に今おっしゃったように人文系の高等教育、大学院などというのはもともと多分顕著にそういう傾向が見えてくると思えますけれども、そういうようなやっぱり問題の所在が分かるようなデータを是非これから出していただきたいというふうに思えますし、その方向に向けて資源を集中していただきたいというふうに思います。

国際性への評価が低いというのは、もうこれは明らかであります。大学が国力そのものというのはまさにそのとおりでございまして、今ちょうど法人税減税の議論がかまびすしく行われておりますが、よく税率を下ければ日本への投資が増えるんだと、こういった議論もよく聞きますが、実際日本に進出している外資系企業のアンケートなんかを見ますと、税率が下がって投資をするというのはほとんど実は余りないんですよ。結局、マーケットとしての魅力があるという回答が一番

多い。その次に、やはり高度人材が集積している、これがやはり二番目に来るんですね。まさにそれはアメリカがそうで、シリコンバレーなんというの、本場に日本より法人税高いわけですが、あれだけ高度人材が集積しているわけですから、企業にとつては非常にメリットがある、そういった法人税や税率を超えたメリットがあると。そういう意味では、私は、この高等教育、特に大学のガバナンス改革というのは、まさに成長戦略そのものであると思います。法人税引下げ以上のインパクトを持つている、そういう分野であると思います。ただ、一朝一夕に結果が出ない分野ではあると思いますけれども、是非強力にこれを進めていただきたいと思えますし、まさに世界、少なくとも東アジア、東南アジア、この優秀な人材が日本に集積をして、それによって様々な国の企業が日本に投資をすることを歓迎すると、興味を持つと、こういったような知のプラットフォームといえますか、そういうような状況を是非この改革によってつくり上げていただきたいと思えますし、その上でいろんな議論もしていきたいというふうに思っております。

最後の質問ですけれども、このガバナンスの改革以前の前提として、やっぱり日本には独特の大学文化があると思うんです。つまり、いい意味で若しくは悪い意味で、両面かもしれないですが、日本の大学というのは社会からある種独立した存在であると、そして特に大学の自治であるとか学問の自由、自主性でありますとか、そういった名の下の、欧米諸国と比べるとやっぱり社会、経済との結び付きが文化的にやや弱いのではないかと。特に、例えば大学の教員の人事でありますとか、そういった研究所の研究員の人事でありますとか、要は官民交流とか、官民学交流とか、こういった人材の流動性が余り担保されていない、確保されていないがゆえに、学問的な割合が非常に高い組織になっているのではないかと。若しくは、今回このガバナンスの改革を進めたとしても、その学長なり副学長なりといったいわゆる経

営のリーダーシップを取れるような人材が果たして今の大学界にいるのかと、こういったような問題もあるというふうに思っております。

そういった意味で、この日本のいわゆる大学文化、いい意味もありますが、今私が申し上げているのは、そういうネガティブな方の大学文化というものが今回のこのガバナンスの改正によって実際に変わっていくんだらうかと。変わっていくんだとしたら、どのようなプロセスを経てこの日本の大学というものが変わっていくのかといったものを是非具体的にイメージできるようにちよつと御説明をいただければと思います。

○政府参考人(吉田大輔君) 社会の多様な要請を的確に受け止めて教育を通じた人材育成や研究、社会貢献を行うことで大学の教育研究の成果を社会に還元していくということ、大事な大学の使命であるというふうに考えます。これまでの大学運営については、学内の都合が優先し、十分に地域や社会のニーズに応えるような運営が行われていないとの課題も指摘をされております。最初の御質問で大臣がお答えいたしましたように、大学がその社会からの期待に十分応えられていないという御指摘、これはそのような表れだろうと、こういうふうに思います。

今回の法案というのは、各大学が学長のリーダーシップの下で、産学連携ですとか、そういった社会のニーズに即した大学改革を機動的に進めることを後押しをしようとするものでございまして、これを通じて、先生御指摘のような、これまでの大学の文化といったものについても大きく変わっていくということを期待をしているというところでございまして。

○二之湯武史君 是非、現実的に結果が出るように進めていただきたいと思えます。

以上で終わります。

○石橋通宏君 民主党・新緑風会の石橋通宏でございます。今日も六十一分の時間をいただいております。本日は二時間ぐらい大臣と議論したいところです

が、六十一分間ですので、限られた時間、効率的に質疑、やらせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

早速ですが、議題となっております法案の質疑に入っていきます。

まず、大臣にちよつと基本的なことを質疑させていただきますが、まず大学の自治について大臣の御理解をお聞かせいただけますでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) 大学の自治とは、憲法第二十三条で規定する学問の自由を広く国民に対して保障するとともに、大学が学術の中心として深く真理を探究することを本旨とするに鑑み、大学の教育研究に関する自主性を尊重する制度であると理解をしております。

○石橋通宏君 では、その自主性を尊重する制度はいかにして担保されるか、どのような状態であれば、それが尊重されていると言えるのでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) これは、まさに憲法第二十三条そのものです。保障されているわけでございます。

ただ、今回の改正というのは、大学の自治を、これを侵食するというのではないわけでありまして、教授会の役割をより明確化するというものがございます。我が国の大学の教育力や研究力は、教員一人一人、そしてその総体としての教授会が高い次元で教育研究に取り組むことができるかどうかにかかっているというふうに考えます。教授会には、その専門的知見から、今後とも、教育研究の向上に寄与していただくとともに、学長や学部長等が決定を行う際に各学問分野における専門的な知見を述べる役割を果たしていただきたいと考えております。

○石橋通宏君 ちよつとかなり先の方まで御答弁いただきましたが、今、若干大臣の自治に関する考え方を述べていただいたと思えます。今回の法案は、これまで積み上げられてきた大学の自治を変えるものではないんだということも若干触れていただきました。後ほどもう少し具体的に議論さ

せていただきたいと思います。

例えば、私、元々労働組合の出身ですけれども、企業の場合は労使自治という言葉があります。労使が対等の関係で、そしてしっかりと協議しながら、交渉しながら、そして労使が共に協力を合っている形をつくっていただく。しかし、そのためには、労使というのは残念ながら力関係でいくと対等な関係にはありませんから、だからこそ労働者が労働組合をつくって、そして使用者側には交渉の応諾義務を課して、そしてきちんと対等な立場という枠組みをつくりながら、しかしそこで何を協議し何を決定し、そこは自治に委ねられているというのが労使自治の原則です。

恐らく同様のことが、これまでの大学の、まさに大臣言っていた憲法に保障された学問の自由を保障する、その上で大学におけるこの大学の自治の原則、私もそういうことだと思っております。これまでの長年の営みの中で、それぞれの大学が、まさにこの大学自治の原則に基づいて、それぞれの中で学長、そして学長等関係者の皆さん、また現場で教員にいらしていただいている先生方、教授会の皆さん、これがしっかりと現場で協議しながら、現場の子供たちのためにいい形をつくるという営みをそれぞれにつくっていただいたんだと思います。それがまさに大学の自治なんだというふうに理解をするわけです。

大臣、確認ですが、今、今回の改正法案は、まさにこれまで築き上げられてきた、積み上げられてきたこの大学の自治というものを壊すものではないんだと、教授会の役割を制限したり限定したりするものではないんだと、単にこれを明確化するだけなんだというふうにおっしゃっていただいたと思います。そこだけもう一度確認をお願いいたします。

○国務大臣(下村博文君) いや、そういうふうに申し上げたわけではなくて、学問の自由、これは保障すると、これはまさに大学自治そのものであるというふうに思います。しかし、教授会がイ

コール、当然ですけど労働組合ではないわけであります。この教授会の役割について明確化するというのが今回の改正案の趣旨であります。

現行の学校教育法第九十三条第一項では教授会は重要な事項を審議するものとされておりますが、その役割は必ずしも明確ではなく、予算の配分など大学の経営に関する事項まで広範に審議されている場合があったり、本来審議機関であるにもかかわらず、実質的に決定機関として運用されている場合があるなど、学長のリーダーシップを阻害しているとの指摘がありました。

このため、学校教育法第九十三条を改正して、教授会が教育研究に関する事項について審議する機関であることに加えまして、教授会が決定権者である学長に対して意見を述べる関係にあることなど、教授会の役割、権限、位置付けを法律上明確に規定したところであります。

○石橋通宏君 今、立法事実のところに若干お触れいただいたんだというふうに思いますけれども、大臣、今、教授会がいわゆる学長等のところを侵害しているようなケースがある、そういう指摘があった、これ具体的にどういう事例があるんでしょうか。

これまで、今回の通常国会でも、例えば私学法の改正案の場合は、堀越学園の具体的な事例がありました。先般の教育委員会制度の関係でいけば、例えば大阪のいじめ事件が発端となった。具体的な立法事実があった、それに対する様々な協議があった対応があった。今回の場合、今、御指摘があったという漠としたお話ですが、どのよう現在の状況というのがまさに大学の自治を侵害をしている、若しくは大学が本来の機能を果たせない状況が具体的に生まれているという事実があるんでしょいか、ちょっと教えていただけますか。

○国務大臣(下村博文君) 本来、先ほど申し上げましたように、現行の学校教育法の九十三条の第一項、教授会は重要な事項を審議すると。審議するというところでですから決定権があるということでは

はない。それから、この重要事項というのは大学の経営に関する事項までが入っていない、教育研究ということであるわけでありまして、結果的に、現行法が重要な事項を審議するという文言のことで、例えば、先ほど申し上げた予算の配分など大学の経営に関する事項まで広範に審議されている場合があるということについては、これは、文部科学省が全国の国公私立大学約千九百六十学部について調べた教授会の審議状況調査というものが手元にありますが、この中で、例えば、学内規則の制定、改廃に関するについて三七％が決定権限がある、それから、例えば、学部長、研究科長等の選任に関するについて七〇％が決定権限があるとか、そういう事例に基づいているものであります。

○石橋通宏君 お手元に皆さん資料③でお配りしておりますこれに言及をいただいたのではないかなというふうに思いますけれども、大臣、これは、先ほどの大学自治との関係でいけば、こういう事実も、このある文言、理事会や学長から教授会に権限が移譲されている、これも長年の大学自治の営みの中で、やっぱり誰がそういう権限を持つべきか、誰が決定をすべきか、誰の進言をもつて、議をもつて最終的に学長さんが、いずれにしても九十二条で最終的な決定権者は学長さんであるというの、これは元々決まっています話ですから、どういう形で決定プロセスを経るのか、これはまさに大学の自治に基づく話でありまして、その大学の自治の中でこういう営みがあったら、こういう決定がされているということであれば、むしろその大学の自治を尊重するのが我々の立場ではないかというふうに思うわけです。

その意味で、ちょっとお伺いしますが、教学事項と経営事項について明確に切り離せるものなんではないか。今大臣、これ、一部の事項について教授が物申すのはけしからぬという形での発言かと思えます。しかし、私思うには、こういうことって必ずしも学長が全て決められるものでもない、つまり学校の運営、学部の運営、様々なこ

とがやはり関連して、最終的に学長さんが決定をされたり判断をされたりという営みなんだと思うんです。

この資料③でお配りをしたもののについて、これまさに僕はグラデーションを描いているという表現をするんですけども、やっぱり純粋に教学、よりより教学に関わる事項、まさに教授会の皆さんが一番近いところにあられて、学長さん、そんなに現場の御理解がないから教授会に任せるよと言っているものが左の方に図としてはある。そして、右の方は、より学長さんがやはり決定されるべきだということで、そういう営みの中でまさにこういうグラデーションを描いておりまして、現場の御判断で、学長の皆さん、そして教授会の皆さんが決定してきた、その結果でこういう判断がそれぞれの大学がそれぞれの特色に応じてされているのではないかとこのように思うわけです。

大臣、どこでこれ線引くのか、ここからここまでは先生物申していなければならない、ここからは絶対に物申しやいけないよという、線引くのは可能なんですか。

○国務大臣(下村博文君) 今回の改正案でも物申してはいけないというような記述なんか全くないわけでありまして、教授会が学長等に対して意見を述べることはどんなことでもできるわけでありまして、ただ、最終的には学長が決定するということでのすみ分けでございます。

○石橋通宏君 まさに最終的に学長が決定権があるというの、先ほど触れました九十二条で既に決まっていたことです。それを今回、あえて九十三条でそれをいろいろと細かく書き、法律事項として書いている。このことの影響が具体的にどのような法的な効果を目指して今回改正があるのかということになると思いますので、ちょっとそのことについて具体的にお話をしていきたいと思いますが。

今大臣、結局は、教授会、何についても意見述べていいと。つまり、私の質問に対する答えとしては、やはり明確にそれ区別することは難しいと

いうことを表現をいただきたいんだと思います。やっぱそれはいかなる事項もいろいろ関連する事項であって、決して現場の教学事項から切り離して経営事項だと決められるものではないというふうに理解をしているからこそ、教授会が意見をいろいろ何でも述べていいというふうに大臣も言っていたんだというふうに思いますが、とりわけ、今回、やっぱ九十三条が目玉になりますと私も理解をしておりますので、改めて、先ほど大臣、現行法の下では、教授会、審議機関という位置付けを与えられていると、このことを御確認をいただいたと思いますが、これ改正法の下でも引き続き教授会というのは審議機関である、この位置付けは変わらないということでしょう。

○副大臣(西川京子君) 今回の法律改正におきましては、現行法では曖昧であった教授会が審議すべき事項の内容を教育研究に関する事項として明確化しております。本年二月の中央教育審議会大学分科会の審議におきましても、教授会の審議事項は当然に教育研究に関することに限られるとされておりますが、一方、同まとめの段階では、大学の目的は教育研究そのものであるわけでございますから、教育研究に関する事項と経営に関する事項を明確に分離することは確かに困難な面もあると認識してはおります。教育研究に関する専門的な知見を有する教授会においては、教育研究に関する面から審議することが適切であると考えております。

○石橋通宏君 直截的に答え、つまり審議機関という役割を変えるものではないという理解ですね。

○副大臣(西川京子君) 別に変えるわけではあり

○石橋通宏君 確認をいただきました。審議機関という位置付けを変えるものではないということでした。

それで、九十三条で、これは「意見を聴く」という表現を今回用いていたいてありますが、こ

の「意見を述べる」という法律用語、これは法律上でどういう意味になるのかというのをちょっと確認していただきたいんですが、これ、意見を述べるためには当然審議が必要ですが、今、審議機関ということを確認をいただきましたので、当然にこの意見を述べるということの中には、しっかりと審議をしていただいて意見を述べるんだというふうに、これ、だから含意されているということだと思いますが、それでよろしいですね。

○政府参考人(吉田大輔君) 御指摘のように、現行の学校教育法九十三条第一項では、教授会は重要な事項について審議するという言葉を使っている規定をしております。また、改正法におきましても、九十三条第二項及び第三項において、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行う際や学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項については教授会は意見を述べると、このように規定をしております。

この審議と意見を述べるというものの関係でございまして、審議をするということは、字義的にはこれは論議、検討するということでございます。その結果について学長に意見を述べるかどうかということについては、法的にはこれは厳格には含まれていないということでございます。一方、意見を述べるとは、文字どおり、教授会が学長に対して意見を述べるということを意味しておりまして、その意見を述べる際の前提として、その事項につきましても審議をするということとは当然含まれているというふうに解しております。

○石橋通宏君 ちょっと細かいところはもう少しまた後で項目のところでもやりますが、今、審議するということも含まれているんだと、論議し検討すると。

恐らく、論議し、検討し、結論を出すということも含まれているんだと思いますが、それ、今結論を出すということは言いませんでしたけれども、当然に審議するということは、論議し、議論していただいて、検討していただいて、教授会と

しての結論を出して、その先の話は後ほどですけど、結論を出すところまでは、つまり、いいということですね。

○政府参考人(吉田大輔君) 今回、九十三条の三項では、「教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し」と、こうしておりますので、当然、これは審議をしていただいて構わないわけでございます。その審議結果をまとめて、それを学長等に意見を述べるという形で伝えるところ、こういうことになります。

○石橋通宏君 つまり、まとめるところまではやるとのことですから、当然に教授会として、いろんなことについてきちんと結論を出すところまでは現行法と一切変わらないということだということに思いますので、そこは是非確認をさせていただきます。

その上で、ちょっと細かい議論ですけども、お手元に、資料②に、これも中教審で分科会で出されていた資料をそのまま引用させていただいておりますので、現行法の下で法令上、そして運用上認められている様々な事項ということで、教授会の現状ということを書いていただいております。

さらに、私も中教審で出てきたいろんな大学の学則等々、また今回、学校現場の皆さんからもいろいろ聞き取り、ヒアリング、資料の提供をいただきました。それを踏まえてまとめてみたのが資料④で、学長等の役割と教授会の役割ということで、現在いろんな大学、これは網羅的にしておりますので、全ての大学がこうだということではなくて、おおむねこういう整理がうちの大学でされていると、幅は認めていただいた上で、そういうふうに御理解をいただければと思いますが、一番上に、もう純粋に経営事項だということ、それから真ん中の方に、学長さんと教授会が調整して学長さんが最終決定をされていると。そして、Cのところでは、主に教授会が審議して決定、基

本的にはそれが最終決定になっている部分ということで整理をさせていただいております。これが、先ほど来私が指摘をしております、これまで大学自治の下で積み上げられてきている現状のまさに役割分担ということですね。

では、この九十三条、今回の改正によって、結局これらの事項が具体的にどのような影響を受けるのか受けないのかと。つまり、これまで大学自治の下で積み上げられて決定してきた、これで今現在運用されている、多くの大学は順調に運用をされているというふうに理解をしておりますが、これが一部、もう教授会は何もできない、意見すら申せないというような制約を受けてしまうということになるのか。いや、ここにこうしてあるのは、今後もし引き続き新しい改正法の下でも大学でそう決定をいただければそのまま運用していただいて構わないということになるのか。そこが大変重要なところだということに思っております。

そこで、九十三条の、具体的には二項そして三項について掘り下げていきたいというふうに思っています。

まず、九十三条の二項についてでありますけれども、この二項に規定されている、二項の一号、二号、これは明示的に一号、二号では決められていて、そして三号ではオープンで規定があるわけですが、この二項に規定されている事項というのは、これは義務的規定といえますか、要は、学長さんはこの二項の規定された事項については必ず教授会の意見を聴かなければいけないという、そういう義務規定であるという理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(吉田大輔君) 今回の改正案第九十三条二項では、学長が決定を行うに当たり、教授会に意見を述べる義務という形で規定をしております。

この規定は、学長に対しても、教授会に意見を述べさせる義務を課しているというふうにも解することができるとは思います。ただし、その意見に必ずしも拘束されるわけではないというこ

とでございます。

○石橋通宏君　ここで、私も本来はこれ、学長は意見を聴かなければならないという義務規定にすりゃいいんじゃないかなと思つたんですが、この第二項そのものが、だから九十三条が教授会が主語の条項なのでそういう書きつぷりにされているというところで説明だつたと思ひますので、ここは当然に学長さんは教授会の意見を聴かなければならないと、そういう義務規定であるということは今確認をいただいたと思ひます。

しかし、今ちよつと、でも意見を聴く義務はあるけれども、聴かなくてもいいというような発言かもしれませんが、それだと意味がないので、そこをちよつともう一回確認をさせていただきたいですが、意見を聴く義務があると、聴きやいいという話なのか、いや、当然にそれは、大学自治において意見を聴く義務があれば、それを何らかの真摯な対応をしていただく当然義務も生じる、責任も生じると思ひますが、そのところをもう少し、この意見を聴く義務の、義務の結果生じる尊重する責任とかそういうものは一切ないのか確認を、これちよつと大臣、お聞かせください。

○国務大臣(下村博文君)　まず、この委員の資料④ですが、この中で、Aの主には学長等、経営組織が審議・決定すべき事項、これは問題ないことだと思ひます。それから、Bの学長等と教授会とが調整して、学長等又は相当の教学組織が決定すべき事項、これは変わるということでありま

す。同じように、Cの主には教授会が審議・決定すべき事項、これも変わるということでありま

すから、当然、教育研究に関する重要事項について教授会が審議し、そしてその意見を学長に言うことは当然できるわけでありま

す。③においては、それ以外のことについてもこれは審議することができると、学長等の求めに応じ意見を述べる

ことができるというところでありま

す。今、大臣ちよつと、これ、変わりますという、逆に明確的に変わらなければいけないような表現を

逆にならまだ分かりま

まうのではないかと

ちよつとその辺も含めて細かいところを聞いていきたいと思ひますが、あの第二項に規定されたこと、意見を述べる、聴かなければいけない義務。ただし、じゃ、それを最終的にどうするかは学長の判断には委ねられているということでは

た。つまり、逆説的に言えば、学長さんがそう決定をすればそれは当然にそれを尊重した決定をしていただけるといふことなので、その決定までこの法律が制限するものではないということだといふふうに思ひます。

先に、あの第二項で一号及び二号について、このちよつと若干記述の確認ですけれども、この一号、二号では、これ、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与、言つてみれば学生の入口と出口だけをこれ明示的に規定をされてお

りま

す。このちよつとと若干記述の確認ですけれども、この一号、二号では、これ、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与、言つてみれば学生の入口と出口だけをこれ明示的に規定をされてお

りま

の九十二条で、九十三条もそうですが、特に現行法の九十三条ですね、「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければなら

い。」「この教授会というのが事実上重要な事項というのを全てにおいてということが解釈される大学が多くて、そして委員の作られた資料④のよう

なBとかCのようになっていてるわけでありまして、これについて、教授会とそれから学長との関係

をより明確に今回したのはというのが改正案のま

ず趣旨だということについて申し上げたいと思ひ

ます。

〔委員長退席、理事二之湯武史君着席〕

それから、学生の身分に關して、現在、学校教育法施行規則第四百四十四条におきまして、学生の入学、退学、転学、留學、休學及び卒業は、教授

会の議を経て学長が定めることとしてゐるわけ

でございますが、今回の改正案の九十三条第二項

第一号では、御指摘のように、このうちの学生の入学と卒業について、大学院の課程の修了と合

わ

せて、学長が決定を行うに当たり教授会が意見を述べる事項として明記したところでございます。

一方、退学、転学、留學、休學については、本人の希望を尊重すべき場合など様々な事情があり

得ることから、法律上、教授会が意見を述べるこ

とを義務付けないこととしておりまして、改正法

案が成立した際には学校教育法施行規則第四百四

四

条の見直しを行う必要があると考えております。ただし、懲戒としての退学処分などの学生に

対する不利益処分については、教授会や専門の懲

戒委員会等において多角的な視点から慎重に調

査、審議することが重要であると考えておりまし

て、学長が学生の懲戒に關する適切な手続を定め

るよう学校教育法施行規則で規定することを、こ

れは検討してまいりたいと思ひます。

○石橋通宏君　不思議に思ひますのは、そうやっ

て今からもう施行規則に書くんだと言つていただ

いてるぐらゐの重要な事項であれば、これは法

律に書くべきではないか。逆に法律に書かないこ

とによつてい

さに、今大臣言つていただいた様な、中途の学生の身分に関する様なこと、学長さんは、これ一々一人一人の学生のこんなことを把握できるわけがないし責任を負える話でもない。逆にこれ、学長に責任を負わせること自体がおかしな話ではないかな。むしろ、これはしっかりと現場の先生方、教授の皆さん、教授会で御判断、御審議をいただいた上でこれは最終的な判断は学長がされるということは理解をできますけれども、そもそも、そういった身分に関する重要事項について、この入口、出口は書いておきながら、その間のことを書かなかつたということがどうにも理解できないんです。

繰り返しますが、もう施行規則に書くと言つていただいているなら、これはもう明らかに法律事項でしっかりと学生の身分ということで書いていただいた方がよっぽどつきりする話だと思ひますが、ちよつと繰り返しになりますが、大臣、もし説明があれば。

○国務大臣(下村博文君) 退学は、主語が、学生自ら退学するというところもあるでしょうし、先ほど申し上げましたように懲戒として退学処分にする、つまり大学側の意思によつて退学させるということもあるということでありますから、先ほど申し上げたとおりであります。

ただ、実際、転学とか留学とか休学、これは一元的にはやはりその学生本人の意思によることでありまして、これを教授会に諮つてどうのこうのという項目としては適切ではないだろうと。もちろんこれについては、学長が判断をするということじゃなくて、実際、屈出的な責任者としての学長としての位置付けであります。これは大学側の意思というよりは、もう学生側の判断でこの転学や留学や休学については実際はされていくということでありまして、法律の中で教授会の役割とか云々を入れる必要はないと、そういうふうに判断したわけでありまして。

○石橋通宏君 繰り返しますが、であれば、ここは先ほど言いましたように、既に今、現行の施行

規則であるような身分に関する事項等々で書いていただければ、その中で大学自治の現場の御判断で運用をしつかりいただければよかつたのではないかとこのように思ひます。その辺は指摘をしておきたいというふうに思ひます。

先ほど、教学事項と経営事項、これを明確に区分することは難しいというのは、副大臣、もう答弁で御確認をいただいております。どこかで線引いてここからここまではという話ではない、やっぱりこれは相互に関連する話だというふうに思ひます。にもかかわらず、こうして一部は法律で規定をしているけれどもその他は書いていないということ、これ相当に、やっぱり現場で混乱が起きないようにするために、逆にこれはやっぱりしっかりと現場の御判断、大学自治に委ねると、そこは尊重されるべきだということを言つていただいた方がよりつきりするのではないかなというふうに思つております。

それでは、ちよつとその関連で、三号についてお聞きをしたいと思ひます。

今日、修正案提出者で笠先生、おいでをいただきました。ありがとうございます。

まず、衆議院でこの第三号について修正が加えられておりますので、この修正部分について、これは政府案と何が違うのか、法律効果として何が違うのかということについて焦点を当てて是非御説明をいただきたいと思ひます。

○衆議院議員(笠浩史君) 政府案は、今も御指摘ありましたけれども、教授会が学長に対し意見を述べる事項について、学生の入学、卒業及び課程の修了と学位の授与のこの二項目のみを明記しており、その他の事項については学長が意見を聴くことが必要であると認めるものに限定をしております。教授会が専門的知見を持った教員によつて構成される審議機関であること、また、これまた大学の教育研究に果たしてきた役割等を考慮し、学長が大学運営を行うに際しては、やはりこれは教授会の意見をしっかりと聴きながら行うことが望ましいと考えております。

しかしながら、この政府案の文言では、学長が必要と認めないものについては教授会の声を聴かないのではないかと指摘が衆議院の文部科学委員会における質疑でも出されたところでございまして。そこで、学生の入学、卒業及び課程の修了と学位の授与のほかに、学長が教授会に意見を聴くことが必要な事項を学長があらかじめ定めることとする修正案を衆議院において提出をし、可決をしたところでございます。

○石橋通宏君 ありがとうございます。

今、修正案の御趣旨を説明いただきました。その御趣旨は、まさに私が先ほど来述べておりますことに相当程度合致する方向性かなというふうに思つておりますが、もう一点だけ修正案提出者にお伺いしたいと思ひますが、それでは、まさに、元々の政府案ですと、必要であると認めないものが含まれないじゃないか、いや、しっかりとやっぱり教授会の御意見を聴いて決定されるべきだという御趣旨で定めるものとされたということですが、これ、やっぱり定めないものというものが出てきてしまふのではないかと。そういう場合に、定めないもの、定められなかつた事項というのはどう扱われるべきだという御趣旨なんでしょうか。

○衆議院議員(笠浩史君) この本修正案では、学生の入学、卒業及び課程の修了と学位の授与のほかに、先ほど申し上げたように、学長が教授会で意見を聴くことが必要な事項をあらかじめ定めることとしております。そして、このあらかじめ学長が定めることには、例えば、中央教育審議会大学分科会の審議まとめにあるように、教育課程の編成や教員の教育研究業績の審査等が含まれることを想定をしております。そして、学長が教授会の意見を聴くことが必要である事項を定める際には、教授会の意見を聴いて定めることとなるものと考えております。

そして、この点については、六月六日の衆議院の文部科学委員会において、下村大臣から、同趣旨の施行通知を、法案が成立をいたしましたら施行

行通知を出す予定であるとの答弁があり、私どもとしては政府とも認識を共有していると理解をしております。ただ、教授会の意見を聴くことが必要なものであるかどうかを最終的に決定をするのは各大学の学長であることは衆議院における修正後も変わりのないところでありますが、今般の修正のこの趣旨を踏まえて、学長と教授会の意思疎通が図られた円滑な大学運営が行われることを期待をしております。

○石橋通宏君 ありがとうございます。

今、修正の御趣旨、そしてまた定め方等々についても御説明をいただきました。これやっぱりしっかりと教授会の意見を聴いて判断がなされるべきだと、だからあらかじめ定めるということに修正をした。そして、最終的なそれでも判断は学長だ、これは九十二条そのものでございましてけれども、それでも意見を聴いてしっかりと学内で円滑に意思決定がなされるようにやつていただきたい、そういう趣旨であるということでした。そういう理解で、今後、大臣、先ほど施行規則の話も若干出ておりますけれども、今のような修正の御趣旨で、御理解で大臣もよろしいでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) もちろん、衆議院でそのように修正されたわけでございます。その前提で参議院でも審議をしていただければと思ひます。

○石橋通宏君 恐らくは、ここで一番大事なものは、先ほど修正案提案者からいただきました、この決め方、定める方法だと思ひます。これも教授会としっかりと、これまた大学自治に基づいて協議をいただいて、そして定めていただくというのが、これが必須だと思ひますので、そこところは是非確保をしていただく手段を講じていただければというふうに思つております。

その上で、教育研究に関する重要な事項、これの範囲がどうなのかということ、先ほど若干提案者からも触れていただきましたけれども、先ほど来私が資料を使つて提示をさせていただいてます様なこれまでの営みの中で、何が重要であつ

て何が重要でないのかということも含めて判断を
されていただいております。まさにその重要な事
項の決定というのは、教育研究に関する事項であ
る限りは、これは現場の決定で、しっかりと教授
会の意見を聴いていただいた上で学長がその判断
をすれば、それがこの重要な事項として第二項三
号の対象になるということは、これは当然に妨げ
られるものではないという判断でよろしいでしょ
うか。

○国務大臣(下村博文君) この九十三条第二項第
三号の教育研究に関する重要な事項には、先ほど
笠委員からお話ありましたが、教育課程の編成、
それから教員の教育研究業績の審査等が含まれる
ものと考えます。また、これ以外にも、例えば
キャンパス移転や組織再編等の事項も教育研究に
関する重要な事項に含まれるかと考えますが、具
体的にどのような事項を含めるかについては、こ
れは学長が各大学の実情等を踏まえて判断すべき
ものと考えます。

○石橋通宏君 大臣、気を付けた言いっぷりだと
思いますが、しかし、意見を聴いて定めるという
ことですから、教授会の意見を聴いた上で学長さ
んが最終的にそう尊重して判断をされれば、今、
まさに先ほど具体的な言及があったものの以外でも
重要な事項に含まれることは妨げられないという
ことだというふうに思っております。

それで、若干ちよつと細かい話ですけれども、
例えば教育課程の編成と今言っていたきましたた
けれども、これ教育課程の編成と一口に言っても
結構幅広い要素が含まれる、影響を受ける、密接
不可分なものとして関連を受けるものでありま
す。例えば、教育課程の編成を検討する上では、
当然、教員の数、誰がどうなるか、教員の採用と
か配置とか、そういったことも含めて考えなければ
教育課程の編成は当然できないわけでありまし
て、そういった密接な関係にあるものについては
これは当然にその中に議論としては含まれる、逆
に言えば排除されるものではないという理解でこ
れはよろしいですか。それも具体的には現場でそ

うやって議論していただいて判断をいただければ
いいということでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) 教員の人事に関しては
中教審の審議と密接な関係においても示されてお
ります。配置と選考に分けて考えるべきであり、教員
をどのポストに配置するかは学長が全学的な視点
から判断すべきであると考えます。一方、当該ポ
ストに誰を選考するかは、各学問分野に関する専
門的な知見を有する教授会を含む教員組織におい
て候補者の教育研究業績等を十分審査することが
重要でありまして、その上で学長が最終的に決定
すべきであると考えます。教員の人事に関する事
項のうち、教員の選考に関連する教員の教育研究
業績の審査に関する事項は、教育研究に関する重
要な事項に含まれるというふうに考えます。

○石橋通宏君 ありがとうございます。
続ける前に、もし修正提案者、笠先生、委員
長、お許しをいただければ、以上、もう質問はあ
りませんので、御退席いただいても結構です。

○理事(二之湯武史君) じゃ、笠浩史君は御退出
いただいても結構でございます。

○石橋通宏君 続けさせていただきますが、今大
臣から御説明をいただきました。これは先ほど私
が指摘をいたしました教学と経営事項というのは
は、これは完全に切って切り離せるものではない
ということ、そして今、含まれるであろう事項、
教育課程の編成等々、それから教員の教育研究業
績の審査等でもそうですが、まさにいろんな密接
不可分の要素というものが関連してくると思いま
す。そういうことも含めて、これは現場ではしつ
かり御判断をいただけるといふふうに理解をし
ておりますので、運用の中では是非その辺もしつ
かり確認をいただければというふうに思っており
ます。

その上で、九十三条の第三項、今二項について
いろいろと伺ってまいりました。三項についてな
んですけれども、これ、九十二条の第二項と三項
との関係というものがもう少しちよつと明らかに
したいなと思うわけですが。

これ審議の対象というふうに、審議という言葉
がここでは使われておりますが、この第三項で
言う審議の対象というのは、これはもう一度改め
て確認をいたしますが、教学に関する事項であ
れば全てこれは教授会の審議の対象になるという
ことで、これは先ほどの一回確認ですが、そ
ういうことでしょうか。

○政府参考人(吉田大輔君) 九十三条三項にお
いて教授会は審議をするということをもってあり
すけれども、これにつきましては、教育研究に関
する幅広い事項が含まれると思います。

○石橋通宏君 ですから、この三項で言う事項、
審議の対象事項というのは、これは教育研究に関
わる全ての事項について教授会が審議する対象に
なるということですので、そのことはまずこの三
項で保障されているということは確認をしておき
たいというふうに思います。

その上で、そうすると、この第二項との、つま
り第三項において教授会は今後もし引き続き教学に
関する重要な事項について審議することができ
ます。その中で、第二項の第三号においてあら
かじめ、重要な事項であると、必ず学長は聴かな
ければならないというふうに明示的に定めたもの
については、これは第二項の第三号の対象になる
ので、それは審議の結果を学長は必ず聴かなけれ
ばいけないという、そういう整理であるという、
そういう第三項と第二項の第三号との関連がある
ということでしょうか。

○政府参考人(吉田大輔君) 九十三条第二項第三
号は、学長が決定を行うに当たりまして、これは
教授会の意見を聴くことが必要であるというもの
を決めているわけでございます。

九十三条三項の方はそういう関連性はございま
せん、ただ後段の方で、学長等の求めがあった
場合には、それに応じて教授会が意見を述べるこ
とができるということを決めております。

二項の方は、そういう意味では必ず教授会の意
見を聴くことが必要なものというものを定めてい
るわけでございます。

〔理事二之湯武史君退席、委員長着席〕
○石橋通宏君 ちよつと言い方を変えましよう。
九十三条の第二項の第三号において、必ず教授
会の意見を聴かなければならないという重要な事
項があらかじめ定められるということですので、こ
の事項については、当然教授会はきちんと審議を
行っていたらいい。そして意見を述べていただい
たということだ。しかし、重要な事項になっている
以外のものについても九十三条第三項において、
教授会が教学に関わる事項を審議するというこ
とは、これは九十三条第三項の前段で保障されて
いると、そういう理解で、整理でよろしいですな
ということ。

○政府参考人(吉田大輔君) はい、そのとおりで
結構でございます。

○石橋通宏君 その上で、九十三条第三項の前段
で、その他のあらゆる教学に関わる事項について
今後もし引き続き教授会がきちんと審議をいた
だくというところはそこで保障されているというこ
とですが、その上で、九十三条第二項第三号によ
って重要な事項と決定をされている以外のものにつ
いては、これも学長さんの方で教授会が審議した結
果、意見を聴くかどうか、これは九十三条第三項の
後段においてそれは学長の御判断であると、こ
ういう整理がなされるということでしょうか。

○政府参考人(吉田大輔君) はい、そのとおりで
ございます。

○石橋通宏君 加えて、これも重ねて質問させて
いただいておりますので、これまで、繰り返しに
なりますが、各大学において、今日資料で示して
おります大学自治、様々な学長さんの役割をして
また教授会の役割、いろいろされてきているわけ
であります。これを踏まえて、まさに学長さん
が、やっぱりこれまでのことをきちんと尊重しよ
うと、大学の自治で円滑にこれからもやっていく
ために、やはりこういう部分はしっかりと教授会
の議を経ていこうと、そういうことを決断
をされれば、当然それを重要な事項として、九十三

条二項の三号で規定をするか、それ以外のものとして九十三条三項で規定をするか、それは判断だと思いますが、それを今後も尊重していただきたい、いずれかに属するものとして各大学でしっかりと決めたかどうか、それはこれからも尊重されると、そういう理解でよろしいですね。

○国務大臣(下村博文君) 前半のおっしゃり方と後半のおっしゃり方がちよつと違うように聞こえたので、厳密に申し上げれば、まず九十三条の二項の三号ですね、これは、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるものですから、事前に教授会等と話し合つて、何が教育研究に関する重要事項で、何が該当するかということについて、衆議院で、先ほどお話がありました、定めるところでありますから、明確に定めるところであります。

それから、御指摘のように、この三項について、これは定めた以外の部分においても教授会は教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じて意見を述べるができるということでありまして、これは定めてなくても教授会では当然審議することはできるわけでございます。

いずれにしても、最終決定は学長が決めるということでありまして、当然、決めるに当たつて教授会の意見と同じになるということは当然あり得る話だと思ひます。

○石橋通宏君 考え、思ひは同じだと思ひますので、今大臣から確認をいただいた整理でよろしいかと思ひます。

最終的な決定権が学長にあると。繰り返します、九十二条でこれまで確認されていたことを今明確にされたということですが、逆に言えば、まさにこれまでの現行法の下で大学自治で決定をされてきた、尊重されてきた、それを今回の改正法の下でも、学長さんがその協議の下で決定、判断をされれば、それはそのまま運用されても構わないという御趣旨だと思いますので、そのことは是非しっかりと確認をいただければというふうに思つております。

その意味で、一点ここでその関連で確認をさせていただきますが、まさに、これまでの積み上げで、各大学は学則、学内規程を決定をいただいで、そこに先ほどの資料にあるようなことが様々各大学に於いて決定をされているわけですが、今回の改正法がもしこのまま成立したとして、これ直ちに学則を全面的に見直せということには、先ほど来の話でいけばならないんだと。これはあくまで、当然見直しとかというのは必要なのかもしれないが、その見直しをいただいた上で、現場でそう御判断をいただければ現在のどおりの運用をいただくこともこれは可能であると、そういう理解でよろしいでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) 先ほど、委員の資料④のところでもちよつと説明をさせていただきましたが、例えばCの主として教授会が審議・決定すべき事項で、これは違うということですね。審議することはできる、しかし最終決定は学長であるということですから、現行法とは改正法案は明確に異なつて、最終決定権者は学長である。もちろん、教授会の意見も聴きながら、一〇〇%教授会の意見を無視するということではないわけですが、けれども、しかし最終決定権者は学長であるということでもあります。

ところが、現大学における内規やあるいは学則等において、このような改正法の趣旨にのつたものになつていない部分は相当あるというふうに思ひます。その点で、もしこの法律案を成立させていただければ、この法律案にのつた趣旨の有識者会議を開いてガイドラインを作つて、このガイドラインというのは各大学の学則それから内規、新しい改正案はこういうふうな趣旨で学則や内規になるというガイドラインですけれども、それを是非作つてお示しをしていきたいと思つておりますので、各大学においては新しい改正案にのつた、必要に応じて学則変更や内規変更はあるということでございます。

○石橋通宏君 一つ確認ですが、今権限が学長に

あるということを繰り返し言われています、そのことを明確化するんだと。しかし、いろんな分野で権限を持つている人が話し合い、協議の結果で権限を移譲するということは可能です。例えば、これまでの運用でもまさに学長なり理事会なりが教授会に権限を移譲をしていると、これは合意に基づいて移譲されている場合は、これは権限の移譲というのはあり得ると。学長に権限があるんだけれども、学長さんの御判断でその権限を教授会に委ねるということとは、これも大学自治の観点からいけばあつてしかるべきだと思いますが、それすら禁じるということですか。

○国務大臣(下村博文君) 結論からいうと望ましくないです。最終決定は学長であるということ担保していただければ、それは教授会とどんな議論をしていただいてもそれは各大学の自由であります。最終決定権者は学長であるということについて譲るような内規や学則であつてはならないというふうに考えます。

○石橋通宏君 今の御趣旨は、九十二条に基づいて最終の責任は学長にあるということだと思ひますが、しかし一定の権限を移譲するということは妨げられないという御趣旨だったんだらうなというふうに思ひます。(発言する者あり) いやいや、最終的な決定、判を押しするのは学長かもしれないが、基本的に一定の権限を移譲することまで妨げる、さつき望ましくないとおっしゃられましたけれども、法律違反であるとはおっしゃられていないので、もう一回行きますか。

○国務大臣(下村博文君) 学長が最終決定権者であるという今回の改正法が成立をしていただいたら、内規、学則もそのとおりにしていただきたいと思ひます。

○石橋通宏君 これはなぜ移譲ができないんでしょうか。学長さんが現場でそう判断されたときにそれすら法律が禁じるということとは、これはちよつと行き過ぎた国からの法律による、まさに学校の自治にもとる話ではないかと思ひますが、

それを本当にするんですか。明文上もそれらしいけないとは書いてありませんが、これ何かその権限を移譲することを禁止する法律事項があるんでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) これは、法治国家ですから法にのつた内規や学則を作るといふのは当然でありまして、その相反する内規や学則であれば、それは改正していただく必要があるということでもあります。

○石橋通宏君 いや、お答えいただいていないですが、権限を移譲することすら禁じる法律はどこにあるんでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) 権限を移譲するということとは、学長の判断を妨げるというような内容であれば、これは新しい法律改正案に反することになるわけでありまして。

○石橋通宏君 引き続きお答えいただいていないのですが、学長に権限があることを否定されているわけではない、しかしその学長、まさに権限を持つ学長さんが大学自治の観点で、現場の御判断で、まさにそれが大学にとってベストであるという御判断をいただいて権限を移譲すると、それすら法律上、それが法律違反だ、それは決してやっではないんだというの、どこの辺で法律事項としてあるのかということをお伺ひしてまいります。

○国務大臣(下村博文君) 先ほどから申し上げておりますように、最終的に学長が判断したというのが担保されていれば問題ありません。しかし、それが担保されないようなことであつたら、それは問題であるというふうに思ひます。

○石橋通宏君 担保される形であれば一定の、ですからそれが先ほど私が言つた意味なんですけれども、担保される形であれば一定の形の権限移譲はしてもよろしいということになるんだと思ひますので、この辺ももう少し突っ込んで、まだ木曜日審議がありますので、議論続けさせていただきますと思ひます。

先ほど有識者会議について触れていただきましたけれども、これちょっと若干僕は順序が逆なんじゃないかな。こうやって法案の審議させていただいている、でも細かいところはこれから有識者会議つくって有識者会議で細かいことを御議論いただくというのは、本来の趣旨からいえば逆、しっかりとガイドライン等々、具体的なものをもうちよつと示していただいた上で法案の審議をさせていただくべきではなかったのかなと思うわけですが、一つ、有識者会議、これは構成がどうなるのか、大臣、もしお考えがあればお聞かせをいただきたい。

これ、構成で、どのような方々がこの有識者会議、メンバーになるのか、大事なところだと思いますので、そこだけ確認して、質問を終わりにします。

○国務大臣(下村博文君) これは、当然、大学ガバナンス改革法案でございますので、もしこの法案を成立をさせていただいたら、最も国立大学等この大学ガバナンスに精通されている方々に有識者になっていただきたいというふうに考えております。

○石橋通宏君 終わります。

○新妻秀規君 まず最初に、下村大臣に質問をさせていただきます。

衆議院の六月六日での文部科学委員会の宮本委員との質疑において、大臣は、世界の大学の学長にお会いをして、日本の大学は衰退化してしまうと危機感を覚えた、このようにおっしゃっております。

本当、私は、下村大臣は常に自分の言葉で感じたことを語られる、本当に尊敬しているんですが、こうして世界の大学の学長とお会いをして、やはり海外の大学は本当にすごいな、進んでいるな、一方、日本の大学というのはなかなか厳しいところがあるなという、やっぱり具体的な様々な感じるところがあつてこういう御発言になったのか、また、その感じられたことがガバナンス改

革を促す今回の法改正に関係があることなのかどうなのか、お伺いします。

○国務大臣(下村博文君) 例えば、今年一月、ダボス会議がございまして、世界学長会議がそのときに開催されておりました。世界トップレベルの大学の学長が集まるということで、私は学長ではないんですけども、例外的にそこでスピーチもということも含めてそこに参加をさせていただいた中で、非常に、日本だけではないんですが、世界のトップレベルの大学であっても、学長の方々が、大変なグローバル化の中、国内で学生を集めればよいという時代じゃありませんし、また、大学機関以外でいろんな形で学ぶ機会が増えている中、非常に、学費の値上げもあつて危機感を持っていると。

また、他国に行ったときにはそれぞれの国の有力大学の学長等と意見交換をできるだけするようにしております、そういう中で、それぞれの大学が、明確なビジョンを持ち、そして学内外からも信頼も厚いという方々を、つまり下から教授がそのまますがってきて学長になったというよりは、まさに大学経営というのを熟知した人が学長になっている例がほかの国では非常に多いということも感じました。

世界トップレベルの大学は、いずれもこうした学長の強いリーダーシップの下で大学改革が進められておりまして、また、たゆまぬ魅力ある大学づくりということについても大変に努力をしているという感じを持ちました。

一方、我が国の大学は、権限と責任の在り方が明確ではない、また意思決定に時間を要し迅速な決定ができていないなどといったガバナンス面の課題が指摘されており、急速な社会構造の変化に対応した大学改革を実施していく必要があるというふうに思いますが、できていないという問題点があるわけでありませう。

グローバル化が進む中、我が国の大学も国際的な大学間競争にさらされていますが、残念ながら国際的な評価が高いと言えない状況がある中で、

我が国の大学が迅速な大学改革を行い世界に伍していくためには学長のリーダーシップの確立が重要であると考え、本法案を提出したところであります。

○新妻秀規君 今の大臣のお話を伺っていただいて、大臣がこの法案の成立に本当に情熱を傾けていらっしゃる、本当に根本的なところは理解できたと思いました。

次に、学長のリーダーシップについてお伺いをします。

まず、学長のリーダーシップ強化と大学経営の安定性、継続性についてお尋ねをいたします。今回の学校教育法改正の趣旨の一つは、今回の学校教育法の法案の九十三条の法文において、教授会、この役割が教学面の審議に限定されることを明確化することによって、学長のリーダーシップを確立をし、ガバナンス改革を促すことであると理解をしております。

この学長のリーダーシップ強化によって、大学経営の継続性、安定性が損なわれるのではないかと、こういう懸念も指摘されておりますけれども、ここで、教授会また国立大学法人における経営協議会及び教育研究評議会のような合議体の権限と役割をどのように考えるか、御答弁をお願いいたします。

○政府参考人(吉田大輔君) 教授会は、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議を行うことなどを役割とする機関でございます。

また、国立大学法人には、経営協議会及び教育研究評議会が置かれており、国立大学の経営又は教育研究に関する重要事項について、全学的な観点から審議を行うことを役割とする機関でございます。

大学運営におきましては、これらの合議制の機関を通じて、教育研究に関する専門的見地からの意見や社会や地域からの意見など、多様な意見を適切に聴取し大学運営に反映させていくことが、大学運営の継続性、安定性を確保する上で重要で

あるというふうに考えております。

○新妻秀規君 次に、監事の重要性とこの監事配置の促進への支援、これについてお伺いをいたします。

大学のガバナンスを確保する上で、監事の重要性が高まっているという認識をしております。先ほど来質疑にも出ておりますこの中教審の審議まとめ、正式名称は、「大学のガバナンス改革の推進について(審議まとめ)」、今年の二月十二日の報告でございますが、この審議まとめにおいても、できる限り常勤の監事を配置するように努めていくべきとされております。

本法案では監事に関する規定はございませんが、この中教審の審議まとめにおきましても、大学側から監事へのサポート体制の整備とともに、できる限り常勤の監事を配置するように努めるべきであるとの指摘がございます。

政府におきましては、常勤の監事の配置を促すような予算措置を検討すべきではないでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○政府参考人(吉田大輔君) 大学の監事には、単に財務や会計の状況だけではなく、教育研究や社会貢献の状況、学長の選考方法や大学内部の意思決定システムなど、ガバナンス体制についても監査することが求められると考えております。

今回の法改正の趣旨を踏まえた大学全体のガバナンス体制の見直しや学長の適切なリーダーシップの発揮などを担保していくためにも、監事の役割はますます重要となつていこうかと思ひます。

なお、国立大学法人の監事につきましては、先日六月六日に可決、成立をいたしました独立行政法人通則法の改正に伴う国立大学法人法の改正によりまして、監事機能の強化を図るための措置が講じられたところでございます。

このようなことから、現在、その多くが非常勤で雇用されている監事につきまして、大学の規模等に応じて、できる限り常勤監事としていくことが期待されるところでございます。それは先生御指摘のように中教審のまとめの中にも触れられ

たところでございます。大学改革を推進するため
の様々な事業においても、その着実な実施が担保
されるよう、監事が積極的に業務監査等に関与す
る体制を構築するよう促してまいりたいと考えて
おります。

○新妻秀規君 局長、予算措置についてはどうで
しょうか。

○政府参考人(吉田大輔君) これは、監事につ
きましては、国立大学法人の場合には運営費交付金
という中で措置をされております。

監事を常勤化するかどうかというのは、最終的
にはこれは大学法人の判断でございますけれども、
私も、私どもとしては、中教審のまとめを通じて、
その辺りを促してまいりたいと思っております。

○新妻秀規君 この運営費交付金については、ま
たすぐ次の質問に関連してきますので、それでま
たまとめて御答弁いただければと思います。

次に、行き過ぎた予算の重点化への懸念につ
いてお尋ねをいたします。

今、大学の運営費交付金のような基盤的な経費
が削減されていく一方で、学長のリーダーシップ
の強化によって、競争的資金やまた学外からの寄
附金の収入を得るために、短期的な視点から大学
としての収入が期待できる学問また研究分野に予
算、人員などの資源配分を重点化するということが
予想をされます。こうした在り方は、学問また
研究分野の多様性などの観点から、中長期的には
日本の学界にとって損失が生じる場合もあるのだ
はないか、こうした懸念もござります。

この審議まとめにおきましては、国による財政
支援は、大学のガバナンス改革を進めるための有
効な手法、めり張りを利かせた予算措置を行うこ
とで、大学のガバナンス改革を後押しすることが
求められると指摘しております。こうしたことを
前に進める方向でござりますが、一方で、衆議
院の文部科学委員会の参考人質疑におきまして
は、大阪大学の総長の平野参考人から、競争的資
金というのは非常に重要ではありますが、やはり
持続的な資金である運営費交付金はある水準を

保つていただきたいとの意見表明があり、また、
名古屋大学の名誉教授の池内参考人からも、時限
的競争的資金のプロジェクトに人を投入して五年
で打ち切り、資金の獲得のために教員の研究時間
が削られて、研究力が非常に落ちていく、こうし
た懸念の声も表明をされております。

こうした懸念の声を政府はどのように受け止め
られるのでしょうか。中長期的な視点に立つて、
一定水準の運営費交付金を維持すべきじゃないか
と考えるのですが、御答弁をお願いをいたしま
す。

○政府参考人(吉田大輔君) 競争的資金は、競争
的な研究環境を形成し、多様で独創的な研究活動
の推進を図る上で重要な役割を果たすものでござ
います。一方、国立大学法人運営交付金や私学助
成等の基盤的経費、これは長期的な視野に基づく
多様な教育研究を推進する上で極めて重要なもの
でございまして、これを安定的に確保していくこ
とが不可欠であるというふうに認識をしております。
このため、文部科学省としても、厳しい財政
状況の中ではございまして、大学の基盤的
経費の確保に努めておりまして、平成二十六年度
予算におきましても、国立大学法人運営交付金や
私学助成の増額を図ったところでござります。

文部科学省としては、大学における財政基盤の
確立を図りつつ、そのめり張りある配分を通じ
て、各大学がそれぞれの特性や強みを生かした改
革を推進できる環境の整備に努めてまいりたいと
考えております。

○新妻秀規君 今、局長が御答弁された前半部分
の運営費交付金の拡充、これを是非とも実現して
いただけるように取組をお願いをしたいと思います。

次に、学校教育法改正について、質問を二問さ
せていただきます。

まず、副学長の職務の強化が大学の運営にもた
らす効果についてお尋ねをいたします。

副学長の役割を、法文上、学長を助け、命を受
けて校務をつかさどることとすると変更したこと

によって、副学長の職務が評価されたと理解をし
ております。これは、副学長の設置を促す効果が
あるのでしょうか、また、もしそうだとすれば、
それは大学の運営にどのような効果をもたらすの
でしょうか、答弁をお願いいたします。

○政府参考人(吉田大輔君) 御指摘の副学長につ
きましては、現行の学校教育法第九十二条第四項
では、学長の職務を助けるのみ規定をされてお
りまして、その権限は学長を補佐をするというこ
とにとどまっております。

今回の改正によりまして、学長の命を受けて校
務をつかさどるということに変更いたしますけれ
ども、学長の指示を受けた範囲の校務について副
学長が自らの権限で処理することができるようにな
ることから、各大学においては、その実情に応
じて、これまで以上に多様な形で副学長の配
置、活用が期待されるところでござります。

これによりまして、日常的な業務執行を副学長
に委ねること、学長が中長期的なビジョンや運
営方針の策定等に注力することができるようにな
ること、あるいは特定のプロジェクトについては
副学長が責任者として実施するなど、学長と副学
長が適切な役割分担を行いながら、大学としてよ
り機動的でかつ的確な大学運営を推進することが
できるようになるものと考えております。

○新妻秀規君 次に、学長の補佐体制の確立の強
化に向けた人材育成についてお尋ねをいたしま
す。

中教審の審議まとめにおきまして、学長の補佐
体制の強化については、副学長、学長の補佐、そ
して学長室スタッフなど各部局の事情に通じた教
職員を大学執行部に加えるなどの必要性が指摘さ
れております。またさらに、弁護士や弁理士などの
資格保有者、広報人材、また翻訳者などの高度専
門職の安定的な採用、育成などの提言もございま
す。

ここで一つ新聞の記事を紹介をしたいんです
が、これは日経新聞の五月一日号、山中伸弥教授
の、タイトルは「イノベーションの条件 研究に

専念できる体制を」、こうした記事なんです、
抜粋をいたします。ちょっと長文なんです、
イノベーションを生む研究環境づくりで重要
なのが、特許の確実な取得と、それを可能にす
る様々な専門家を雇用できる体制だ。
飛ばしまして、

知財担当者は研究支援者の一例にすぎない。
例えばiPS細胞のような新技術の医療応用には
企業との連携が不可欠で、契約業務の専門職
員が必要だ。規制当局と折衝する専門家や、患
者さんを含む市民に正しい情報を分かりやすく
伝える広報チームも必要になる。資金獲得やプ
ロジェクト管理の担当者の充実も有用だろう。
周辺業務を処理する支援者の力を借り、研究者
が実験や論文執筆に集中できればイノベーション
が生まれる確率を高められるはずだ。

欧米の研究所ではこうした環境は当たり前に
提供されている。日本の大学は環境整備の遅れ
に加え、給与などの待遇面でも世界のトップ大
学より劣っており、このままでは優秀な研究者
や研究支援者の採用に支障をきたし、科学技術
分野の国際競争に勝ち、人類に貢献する成果を
生むことも期待しにくくなるだろう。

このように山中教授も指摘をされております。
こうした専門人材、こうした中教審の指摘、ま
た山中教授の御指摘を踏まえて、政府としてど
うにこうした学長補佐体制に向けた人材を育成
し、確保していくのか、御答弁をお願いをいたし
ます。

○政府参考人(吉田大輔君) 御指摘のように、学
長がリーダーシップを発揮していくためには学長
を補佐する体制を充実させることが重要でござ
います。

御紹介いただきました中教審の審議のまとめで
も、リサーチ・アドミニストレーターですとかある
いはドミッシェン・オフィサーの配置、あるいは
御指摘の弁護士や弁理士など知財の専門家など、
こういった高度専門職を活用し、全学的な支援体
制を構築していくことが重要であるというふうに

指摘をされておるところでございます。

現在、文科省では、この審議まとめを踏まえまして、高度専門職の大学における位置付けを明確にするために関係法令の見直し等につきまして検討を進めているところでございます。こうした取組を通じて、大学におけるガバナンス体制の整備を支援してまいりたいと考えているところでございます。

○新妻秀規君 長期的な取組の方向性についてはお示しいただいたと思うんですけども、今現在、こうした方向で動いている、こうしたことはあるのでしょうか。

○政府参考人(吉田大輔君) リサーチアドミニストレーター、これは研究者を支援する非常に重要なスタッフでございますけれども、これにつきましては昨年度から研究大学強化促進事業という形でその配置を支援する事業なども行っておりますし、また全体として運営交付金の中でもそういった支援が可能でございます。

○新妻秀規君 次に、国立大学法人法の改正についてお尋ねをいたします。

最初、学長の選考の基準とか結果の公表についてお尋ねをいたします。

学問の自由の保障、これ憲法第二十三条ですけれども、これは大学における学問の自由を保障することにも趣旨に含んでおりまして、それを担保するための大学の自治の保障も含んでいます。大学の自治の主な内容として、人事、そして施設管理、また学生管理、こうした自治が挙げられております。

本法案におきましては、国立大学法人の学長選考の基準、また結果の公表を規定することにより、実質的に大学の自治を損なってしまうのではないかと、こうした指摘の声もございます。本法案と大学の自治との関係をどのように考えるか、御答弁をお願いいたします。

○政府参考人(吉田大輔君) 国立大学法人の学長選考は、学内のほか社会の意見を学長選考に反映する仕組みとして、学内者、学外者が同数となる

ことを原則として各国立大学に設置される学長選考会議の権限と責任の下で選考を行っているものでございます。

今回、学長選考の基準の公表を義務付けることによりまして、学長の選考手続が大学のミッションに照らして適切に行われたかどうかを広く社会に知らしめることが可能となり、社会からの信頼と支援の好循環を確立することや、学長選考会議がより適切に説明責任を果たすということを期待しているものでございます。

今回の法改正は、このように手続の透明性の確保を図るものでございまして、大学に対する国の関与を強化するものではないことから、大学の自治を損なうということにはならないというふうに考えております。

○新妻秀規君 次に、教育研究評議会についてお尋ねをいたします。

教育研究評議会の審議事項と教授会の審議事項、これを、両者を明確に区別することは難しいとの指摘がございます。この二つの会議体の審議事項に該当するもので、もしも結論が異なった場合にはどのように対応するのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○政府参考人(吉田大輔君) 教授会は、この度御審議いただいておりますように、学校教育法第九十三条に基づいて置かれていたものでございますが、主として学部、研究科等、各部署ごとに置かれるものでございます。今回の法律改正では、学長及び学部長その他教授会が置かれる組織の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議を行うことを役割とすると、こういう機関とされております。

一方、教育研究評議会は、これは国立大学法人に置かれていたものでございまして、国立大学法人法第二十一条に基づいて、国立大学の教育研究に関する重要事項について全学的な観点から審議を行うということと役割とする機関でございます。このように、国立大学におきましては、そこに

置かれる教授会と教育研究評議会は、置かれる趣旨や目的、それから審議すべき事項の範囲が異なるということになります。国立大学法人の運営については、教学、経営、双方につきまして学長がその責任と権限によって判断していくものでございます。この教授会と教育研究評議会の結論が仮に異なつたといったしましても、最終的には学長が両者の審議の結果を踏まえつつ、意思決定をしていくということになるかと存じます。

○新妻秀規君 明確な答弁ありがとうございます。

次に、経営と教学の分離についてお尋ねをいたします。先ほど石橋委員も質疑、かなり突っ込んだ質疑、大臣としていただきましたが、教学と経営の分離は完全になし得ないとの指摘がございます。衆議院の質疑でも、この例としてキャンパスの移転について議論が聞かれました。この衆議院の参考人質疑におきましては、名古屋大学の名誉教授である池内参考人は、全学協議会、こうした協議会の設定などを提案をしております。

こうした経営と教学の重なり領域について、こうした双方の重なり領域の課題はどのように取り扱うのが今回の法案の趣旨に照らして望ましいか、御答弁をお願いいたします。

○政府参考人(吉田大輔君) 中教審の審議のまところの中で触れられておりますけれども、大学の目的は教育研究そのものでございますから、教育研究に関する事項と経営に関する事項を明確に分けるといことが困難な場合もございます。先ほど例示していただきましたキャンパスの移転などもそういった例かと存じます。

御指摘のように、双方が重なる、教育研究と経営の事項が重なる領域の課題につきましては、教授会は教育研究に関する面から審議を行ってまいります。教育研究に関する事項については教学面に最終的な責任を負う学長が、また、経営に関する事項については経営面に最終的な責任を負う学長、私学の場合は理事会ということになります。

かと思いますが、これらの機関が決定をしていくということがこの法案の目的とする権限と責任の一致という観点からは望ましいものと考えております。

○新妻秀規君 最後に、人材の国際流動性についてお尋ねをします。

この件については先ほど二之湯先生も質疑を深められました。また、衆議院でも青木委員が質疑を深めていただいております。日本の大学は人材の流動性が諸外国に比べて低い、こうした指摘があります。国内においても流動性を高める様々な取組が当然重要ではございますが、今、文科省としては、大学のグローバル化を目指して全世界の頭脳循環、これへの食い込みを目指していると承知をしております。

外国人の研究者、また教員は日本の大学ではまだまだ少ない、こうした指摘がある現状の中で、世界の頭脳循環に日本の大学が本格的に食い込んでいくためにはどのような取組が必要なのか、またそれを政府としてどのように後押しをしていくのか、御答弁をお願いいたします。

○政府参考人(吉田大輔君) 世界の大学が優秀な研究者や学生の獲得にしのぎを削る中で我が国の大学が世界に伍していくためには、日本の大学も海外から優秀な人材を引き付けるだけの実力や魅力を備えることが必要でございます。

しかしながら、先ほど御答弁いたしましたように、我が国の大学は、例えば世界大学ランキングによる評価でも、外国人研究者や学生の比率など国際面での評価が低い傾向にあり、国際化の推進に向けた取組の充実が大きな課題であるというふうに認識をしております。

各大学におきましても、例えば過去十年間で外国人教員の数を約三割増加したり、大学間の協定数が過去七年間で倍増するなど、着実な国際化への努力が進められていることは事実でございますが、まだまだ不十分であろうかと思えます。

文部科学省としても、その大学の国際化の動きを更に加速するために、これまでの施策の成果も

踏まえながら、今年度から新たに、外国人教員比率の増加や年俸制の導入等の人事改革を含め、徹底した国際化を推進し、国際競争力の向上を図ろうとする大学をスーパーグローバル大学として三十校程度選定し、重点支援を行ってまいりたいと考えております。

○新妻秀規君 今、年俸制の導入、またスーパーグローバル大学、具体的な取組が紹介されましたが、こうした取組を通じて実際にもう頭脳循環に日本はどんどん食い込んでいく、こうした姿が見えるような評価、またP D C Aサイクルを回していただきながら世界の大学ランキングの中でどんどん日本が上がっていく、そしてどんどん外国人の教員また研究者が日本に来る、こうした時代をつくっていただけるように様々な施策、またお願いをしたいと思っています。

質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○柴田巧君 日本維新の会、結いの党の柴田巧です。

先ほどからもいろいろお話がありますように、グローバル化あるいは情報化がどんどん進む中でいわゆる知識基盤社会の到来がいろいろ取り沙汰される、言われる中で、高度な知識や知見を持った人材の育成や、人類が直面する、あるいはそれぞれの地域が抱える問題の解決に向けた研究開発のために、大学への期待というのはますます高まっているところだと思っております。

世界の他の先進国においても、したがって、高等教育の規模の拡大であるとか、あるいは競争原理を導入していく、あるいはまた自律性の拡大などの改革が進められていまして、大学が適切にかつ迅速な意思決定ができるような、急速な環境変化に対応してそういうことがしつかりやれるようなガバナンス改革が強く認識をされているわけですが。

一方で、我が国においては、残念ながらいろいろ少子化が進んだり厳しい環境、状況にあるにもかかわらず、なかなかこのガバナンスについては

柔軟で機動的な改革が進められてこなかったということから今回のこの改正案になったものと理解をしているところでありまして、人材育成や研究活動の充実を図るためにも、学長が人事や予算の権限を適切に行使をして優秀な研究者を積極的に採用すれば大学の国際競争力は高まるものというふうに思っています。

そういうことから一定の理解をもちろんとするところではありますが、であるならば、どういう環境を、体制をより整備していくべきか、学長がリーダーシップを発揮、確立するにはどういうサポート体制をしていけばいいのか、また逆に、そのことによって懸念はないのか、そしてまた、ガバナンスが改革されてリーダーシップが学長が発揮することによって地域の課題にどう対応していくか、今もお話ありましたように、国際化、グローバル化にどう対応していくかということなどなどをお聞きをしたいと思っています。

ただ、先ほど新妻先生、お隣同士だからでしょう、かなり問題意識が似通っておりまして、重なる部分はちよつと御容赦をいただきながらお聞きをしたいと思います。

先ほど申し上げましたように、学長のリーダーシップを確立、発揮をさせていくためにもこの改正案は必要だとは思いますが、学長が十分に力を発揮できないのは、その法的な問題ももちろんですけれども、やっぱ財政的な面に非常に限りがあるというのもそうであろうと思っております。やっぱ学長が独自の判断で戦略的に配分できる裁量経費が余りにもやっぱ少ないんじゃないかというふうに感じざるを得ません。

先ほどからもありますように、外部資金の獲得やこの基金の運用等の工夫ももちろんやらなきゃなりませんが、先ほどからしばしば出てくる中教審大学分科会のいわゆる審議まとめにおいても、あるいは第四期科学技術基本計画にも、競争的資金の間接経費の充実や大学本部にプロジェクト型と言われているわけですが、このいわゆる間接経

費については、アメリカの例えばハーバードなんかは六〇％台のものになっていきますが、かなり高いものであります。我が国には、我が国のいわゆる東大、京大を入れた研究大学十一、RU11と言ったりするようですが、その平均でいうと一四・二％しかないというのが現実で、これではなかなか、法的に工夫が加えられても十二分に学長がリーダーシップを発揮できないということがあり得ると思います。

したがって、学長が改革を進められるように今ほど申し上げたような財政的基盤を拡充をしていくという必要性があるんじゃないかと思いが、大臣のお考えをお聞きをしたいと思っています。○国務大臣(下村博文君) 御指摘のとおり、国による大学ガバナンス改革の支援方法として、法律改正等の制度改正を通じた支援と並んで国による財政的な支援、すなわち予算を通じた支援も重要であるというふうに認識をしております。

競争的資金の間接経費については、研究機関全体として管理すべき経費であり、学長の責任と権限において、例えば競争性の高い分野に重点的に予算配分する等、効果的な配分が可能であります。また、大学本部へのプロジェクト型予算では、学長のリーダーシップに基づいた予算を獲得することによりまして、学長のガバナンスの下で改革プランの推進が可能にもなっております。大学の財政的基盤の充実が大学改革に果たす役割を踏まえながら、平成二十七年の概算要求に向けて十分検討してまいりたいと考えます。

○柴田巧君 是非そういう方向で検討していただきたいと思っています。

それから、こうやって学長のリーダーシップが発揮できるようになる、あるいは今まで以上に力量のある学長が出てこなければならぬ、求められるということになってくると思いますが、一般的に学長にとって必要な素養というのは、教育と研究の例えば目利きであったり、より良い社会を実現するためにどの研究分野の充実が大切かを見極めたり、また大学全体としての方向性を明確に

定められる、そういう高い見識が必要なんだと思いますが、あわせて、その組織をマネジメントしていく、またリーダーシップを文字どおり発揮をしていくということが大事だと思うんですけれども、そういう意味では、そういう学長になれる人を育てていく、育成をしていくというプログラムというものがやっぱこれからは非常に重要になるんではないかと思っております。

そういうことからすると、例えばであります、企業であるとかシンクタンクであるとか、こういったところに例えば将来の学長になり得るような人を、教職員を受け入れてもらって、いろんな大学とは次元の異なるスピード感や責任体制や政策決定の現場を経験させていくということも大変これからは重要になると思っておりますし、そのことを通じて、社会が一体大学にどういう期待をしているのか、どういうニーズがあるのかということが分かります。大学の改革の、あるいはガバナンス改革の青写真も描いていけるんじゃないかと思いが、そこで、企業などの協力を得て、学長を育成するプログラム作り、こういったものがこれからは必要じゃないかと考えますが、大臣のお考えをお聞きをしたいと思っています。

○国務大臣(下村博文君) 御指摘のように、名選手必ずしも名監督ならずというのは野球の世界だけでなく、大学においても教授として優れているから学長として優れているかどうかという、別の能力が求められますから必ずしもそういうわけにはならないわけでありまして、アメリカ等にも最初から学長は学長というふうに、教授から学長になるというのではなくて、全然職域として分けて育成する、あるいはそういうルートをとると、そういうパターンが多いというふうに聞いております。

ですから、大学も、必ずしも教授から企業が受け入れてというのは難しい部分もありますが、しかし、大学自らが、そのときの学長が先見の明で、これはという若手に対して御指摘のようにグローバル人材の育成、研究を通じたイノベーション

ンの創出、経済再生、地域再生、活性化への貢献、こういう視点から包括的な学長というのは最終責任者としての権限を有していると、そういう期待に添えていくためにどうしていったらいいかという視点で若手を育成するために企業協力を得たプログラムを作るといことは、あるいはそういうところに送るということは大変重要なことだと思います。

企業側がそれに対して協力してくれるかどうか、優秀な人材でなかったら要らないという話にもなってしまうけれども、是非その学長が積極的に企業等の経営的なセンス、ノウハウを学ぶような環境づくりのために産業界から協力が得られるような、そういう学長等の研修プログラムが充実されるよう、国としても協力をしていければと思います。

○柴田巧君 今答弁がありましたように、是非この学長の、あるいは将来の候補の育成のための研修の在り方、しっかりといろいろ多方面から検討をしていただきたいものだと思います。

次に、先ほどもありましたが、この学長を補佐する、サポートする体制をやつぱり構築する、それがなければ学長もリーダーシップを本来の意味で発揮できないと思っております。先ほども副学長のお話が出ましたが、副学長の職務は強化されるということになるんだと思っておりますが、そういう意味では、私も一度視察に行ったことがあるんですが、沖縄の、これはもう文科省の所管ではない大学院大学ということになります、沖縄科学技術大学院大学がございませうけれども、そこにも総括副学長と言つていいんだろと思ひますが、大学全体の予算であつたり人事、組織再編の調整権を持つて学長を統括的に補佐する、アメリカでよく言われるところのプロボストのような副学長が置かれているわけですが、先ほど新妻先生もおつちやつたように、やつぱりこういう総括的な副学長の設置をしていくということがこれから求められるんじゃないかと思ひますが、この点についてどうか、改めてお聞きをしたいと思います。

います。

○政府参考人(吉田大輔君) 我が国の大学が国内外の急激な変化に対応するため、これまでになくスピード感を持つて改革を進めることが求められております。ただ、この改革を進めるに当たりまして、学長が一人でその推進に当たるということは現実的ではございません。学長を補佐するため各大学の実情に応じた体制を整備することが重要でございまして、現行法では各大学の判断により副学長等を置くことができるとされております。今回の法改正はこの副学長の役割を強化するものでございませう。御紹介いただきましたアメリカのプロボストのように、大学全体の予算、人事、組織改編の調整権を持ち、学長を総括的に補佐する副学長、総括副学長という職を設置していただくことが可能ということになったと思ひますので、各大学の判断によりますけれども、この制度を活用していただきたいと考えております。

○柴田巧君 本当に、これから副学長の役割というのは今まで以上に大きなものになると思ひますので、学長のいろんな力量の向上もさることながら、これからまさに副学長の在り方が極めて問われるんじゃないかと。そういう意味で、いろんなサポート体制の確立の一つとして、この副学長の在り方、真剣に考えて、またいい方向になるように取組をお願いしたいと思います。

あわせて、これはお聞きをしようと思ひましたが、先ほど新妻先生からもありましたので、私からも、これは質問というか要望に代えさせていただきますたいと思ひますが、やはりこの副学長に加えて、大学経営を担うマネジメント人材の育成という観点からも、大学経営に知見のある教職員の確保、これからやつぱりグローバル化の中で、例えば弁護士や弁理士の資格を持った人はもちろんです、より良い広報であつたり、あるいは英語を中心にして外国にいろいろ情報発信するためにも翻訳のそういう専門人材というのは、これから高度な専門職員というのを安定的に採用、育成をするということが大事だと思ひますので、先ほど御指摘

あつたように、余り具体的な答弁はまだ聞えてきませんでしたが、是非これをもつと具体的なものにしていただきたいと思ひます。これは要望ということに代えさせていただきますたいと思ひます。

あわせて、補佐体制をしつかり、あるいは学長のリーダーシップの下、いろんなガバナンス改革、またいろんな事業、活動を大学が進めていく上でも、やはり事務職員の意識の改革あるいは能力の開発ということも併せて大事なことなんだと思ひております。

衆議院の参考人質疑で、大阪大学の平野総長がこうおつちやつておられるわけですが、組織の持つている志であるとか理念をいかに構成員全体に共有をしたらうか、そのことが学長のリーダーシップというものを最も発揮させていくものだといふふうにおつちやつておられるわけで、そういう意味でも、この職員の皆さんの意識の改革や能力の開発、高度化と言つてもいいかもしれませんが、これが不可欠だと思ひますが、それに対してはどのように取り組んでいくお考えか、お聞きをしたいと思います。

○政府参考人(吉田大輔君) 大学の事務職員につきましては、中教審の審議のまとめでは言及をされてございませう。学長の補佐体制を強化するため、恒常的な大学事務職員のスキル向上のためのSD、いわゆるスタッフディベロップメントでございませうけれども、このSDの義務化など、今後、必要な制度の整備につきまして法令改正も含めて検討すべきと、こういう提言でございませう。

現在、文部科学省では、この審議まとめを踏まえまして、関係法令の見直しなどにつきまして検討を進めておられるところでございます。既に各大学や団体等におきましては様々な形で事務職員の能力向上の取組が行われているところでございますけれども、文部科学省としては、先ほど申し上げた制度改正などを通じてこうした取組が更に加速するように努めてまいりたいと考えております。

○柴田巧君 先ほども申し上げたように、大学を取り囲む環境というのは急速に変化をして、ますますこれからそのテンポは激しくなるといふ中にありますので、実際に大学のいろんな事業をサポートするといふか執行をしていく、そういう人たちのやつぱり意識の改革や能力の開発、こういったものにも是非力を入れていただきたいと思ひます。

さて一方で、学長が強いリーダーシップを持つことによつて、発揮することによつていろんな懸念もないわけではないと指摘をする向きもあるわけでありまして、先ほども一部あつたとは思ひますが、この基盤経費の増額がなかなか期待が見込みがない中で、学長がこれからリーダーシップを持つて、これからはこれに力を入れていくんだと言つて、競争的資金や学外からの寄附金などの収入を得るために、特定の言わば学問、研究分野に予算や人員を資源配置をする、重点化をする、逆に言えば、学問や研究分野の多様性の面から支障を来すんじゃないかと、こういう指摘もあるわけですが、この点はどのように認識をされているのか。そのあたりを受けて、稼ごころにばかり力が入つて、今申し上げたところ、大学のある意味本来の仕事といふますが、期待されている部分がでなくなるというふうな指摘もあります。この点はどのように認識をされているか、お聞きをしたいと思います。

○政府参考人(吉田大輔君) 大学におきましては、学長のリーダーシップの下、各大学のミッションに基づきまして重要性の高い分野に戦略的に予算や人員等の資源を配分することが重要でございませう。その際に、単に、いわゆる稼げる学部とか、あるいは稼ごころに直結しない学部という、そういった観点のみで判断されるものではなくて、各大学の強みや特色といふものを生かしながら、長期的な視点から、学問上の重要性や将来性、こういったものも含めて判断されるのが望ましいといふふうな考えております。

○柴田巧君 是非、そういうことにならないよう

ないろんな手だてなども考えていかなきゃならぬのだと思います。

それから、先ほども新妻先生からもありますが、そうやって学長の巨大化するというか、強いリーダーシップを発揮し得る学長がある意味チェックするためにも監事の役割というのは非常に大きなものになると思っております。

先ほどもありましたように、審議まとめの中でも、常勤の監事を配置するように努めていくべきと言われておりますが、学長の業績評価体制の確立を図るためにも、常勤の監事の配置を促進すると。そして、そのために努力をしている、配置をするところは、やはり国立大学法人の運営費交付金であるとか私立大学等経常費補助金の増額をやったり検討すべきじゃないかと私も考えますが、先ほど局長のお考えはお聞きをしましたが、大臣にこの点はどうか、お聞きをしたいと思っております。

○国務大臣(下村博文君) 御指摘のように、大学の監事は、単に財務や会計の状況だけでなく、教育研究や社会貢献の状況、学長の選考方法や大学内部の意思決定システム等のガバナンス体制についても監査することが求められます。今回の法改正の趣旨を踏まえた大学全体のガバナンス体制の見直しや学長の適切なリーダーシップの発揮等を担保していくためにも、監事の役割はますます重要になってくるというふうに考えます。

先日は、国立大学法人の監事については、独立行政法人通則法の改正、これを成立、可決をしていただいたわけですが、これに伴って、国立大学法人法の改正によって監事機能の強化を図るための措置も講じられたところでもござい

ます。このようなことから、現在、その多くが非常勤で雇用されている監事について、大学の規模等に応じてできる限り常勤監事としていくことが期待されているところであり、大学改革を推進するための様々な事業においても、その着実な実施が担保されるよう、監事が積極的に業務監査等に関与

する体制を構築するよう促してまいりたいと考えます。

○柴田巧君 やはりなかなか予算的な措置がとれるというところには踏み込んでいただけたなかつたようですが、今大臣もおっしゃったように、非常にこれから監事の役割というのは重いものだと思いますし、その監事がしっかりと学長の業績を評価できるようなことにはやっぱりいかなきゃならぬと思っておりますので、今大臣もおっしゃったように、そういうことになるように努力をお願いをしたいと思っております。

それから、改正案によれば、国立大学法人等の経営協議会の委員がこの改正によって、今まで二分の一というところが過半数ということになるわけで、そういう意味では、学外委員の意見がより国立大学法人等の経営に反映されることを促そうとするものだというふうに理解をするわけでありますが、この経営協議会も、そういう意味ではこれまで以上にやっぱりその学長のリーダーシップというか、この経営面でのチェックをこれまで以上にやっぱりできるようにしていく必要があるだろうと。そういう意味で、その審議力の向上というのが必要になるのではないかと考えておりますが、この点はどういうふうに取り組んでいくのか、お聞きをしたいと思っております。

○政府参考人(吉田大輔君) 経営協議会は、国立大学の運営に社会のニーズを反映しつつ、その経営基盤を強化する観点から、専門性を有する学外の知見を積極的に活用するために設けられたものでござい。学長がリーダーシップを発揮しつつ、適切な意思決定を行う上で、その審議を通じて重要な役割を果たすことが求められております。今回の法改正におきましては、国立大学について社会や地域のニーズを的確に反映した運営がより強く求められている状況を踏まえまして、学外委員の割合を過半数とすることでより多くの学外委員の参画を促進することとしております。

この学外委員の運用につきましては、中教審のまとめの中でもございまして、学外委員

の意見が国立大学法人の運営により適切に反映されるようにするため、大学の実情を踏まえた適切な学外委員の選任、また学外委員に対する積極的な情報提供、また多くの学外委員の出席が可能となる会議日程の設定、また欠席した学外委員に対するフォローアップなど、経営協議会の運用の改善を促していく必要があるものと思っております。

文部科学省としては、学長の経営判断の適正化を図る観点から、経営協議会が求められる役割をより適切に果たせるよう、これらの措置を進めてまいりたいと考えております。

○柴田巧君 先ほども申し上げましたように、この改正で学外委員の比率が高まることを機に、この経営面でのチェック等、また大学のこれからの在り方などをしっかりと述べていただく、意見を言っていたいただくためにも、今答弁されたようなことがしっかりと措置されることを期待したいと思っております。

ところで、学長のリーダーシップが発揮されて確立をされて、うまくいけばもちろん言うことないんですが、必ずしも一〇〇%うまくいくということもないわけで、権限が集中をしている学長が適正を欠く大学運営を行った場合はどうするかという点も考えなきゃならぬのだと思っております。正直なところ、なかなか一旦決まった学長を任期途中で辞めさせるといのは非常に難しいところはあるわけですが、適正さを極めて欠く大学運営を行ったり業績が悪化した場合等に、やはり何らかの形で任期の途中であっても学長を交代をすることを想定した仕組み、制度であるとか、あるいは解任の基準や手続についてもやっぱり明確に規定する必要があるのではないと思っておりますが、こちらはどういうことになっているのでしょうか、お聞きをしたいと思っております。

○政府参考人(吉田大輔君) 学長が十分成果を上げられていない場合には、まずは監事や理事会などが可能な限り学長に対する支援や助言を行っていくというのが望ましいかと思っておりますが、なお改善されない場合には、国公立大学とも法律上、

既に任期途中での解任も可能な制度となっております。例えば、国立大学の場合には、文部科学大臣が、業務の実績が悪化した場合であって学長に引き続き職務を行わせることが適当でないと思えるときには、学長選考会議の申出により解任できるという規定が設けられております。

各大学におきましては、それぞれの関係する法律の規定のとりまじりまして、必要な手続等を内部規則等において整備していただきたいと考えております。

○柴田巧君 十二分に成果を収められない、あるいはある意味暴走する、そういう学長がもしあった場合に、ストップを掛ける、あるいはスイッチをする、そういう仕組みもやっぱりしっかり取っていかなくちゃいかぬのだと思っております。

では、話題を変えて、いずれにしても、先ほど申し上げたように、今度の改正によって学長がリーダーシップを発揮しやすくなる、ガバナンスを改革をして、いわゆる、先ほどもありましたようにグローバル化に対応できるようにしていくということが第一であります。

そういうことから、私もこれまで何回も取り上げてきましたが、新妻さんもさっきおっしゃいましたが、いわゆる頭脳循環をどうしていくかというの、大変これから研究活動の国際化を推進する上で大事なことだと思っておりますが、そういう中で、この春からいわゆるユニット誘致というものが我が国でも行われるということになりました。

つまり、世界の、海外の名門大学の研究室そのものを誘致をしていくというものでありまして、これは優秀な先生を一人呼んでくるのと違って、教授がいて、准教授がいて、助教がいて、大学院生が数人いてというものですから、正直コストは間違いなく掛かるんですけども、しかし、それによって海外の研究を導入しやすくなって、日本人の研究者や学生に与える影響は非常に大きいものだと思いますし、キャンパスのそれこそ国際化が進んで、研究者の海外人脈も一気に広がる。日本の学生にとっても、海外に留学しなくて

も世界トップクラスの研究者あるいは人たちが研究活動を共にできるというメリットもあるんだと思います。今回は京都の工芸繊維大学と北海道大学の二大学でスタートをしたということで、これが広まっていくことを期待するわけですが、なぜこの二つの大学になったのか。逆に言うと、この二つの大学ではどういう今まで取組があったか、この点をまずお聞きをしたいと思います。

○政府参考人(吉田大輔君) まず、京都工芸繊維大学でございますけれども、この大学は世界のデザインプログラムランキング十五位、これは二〇〇六年のアメリカのビジネスウィーク誌ということでこのように選出をされておりまして、建築デザイン分野に優れた実績を有しております。これまでもこの分野で卓越した実績を有する海外の大学との共同ワークショップなど国際的な教育研究活動を実施してきたところでございます。

こうした実績を踏まえまして、国際的なネットワークを活用し、この度、卓越した実績を有する海外の大学との組織的な双方向の学生交流、共同研究を推進する体制を強化するため、ユニット誘致を推進することとし、英国の王立美術大学、ハーバード大学等とのユニット誘致に至ってきたところでございます。

また、北海道大学は世界初の動物追跡放射線治療技術を開発し、がん治療における、より精度が高く安全な分子追跡陽子線治療装置の開発及び研究を推進するとともに、人獣共通感染症リサーチセンターを平成十七年度に設置をし、感染症の発生予測と予防・制圧方法の総括的な研究開発を行い、WHOの研究協力センターに指定されるなど、量子医理工学分野や人獣共通感染症分野に強み、特色を持っております。

これらの分野におけます長年にわたる海外研究機関との先端的国際共同研究の実績も踏まえまして、この分野における世界水準の教育研究拠点を形成するためユニット誘致を推進することとしたしまして、スタンフォード大学などとのユニット

誘致に至っているという経緯がございます。

○柴田巧君 そのようなそれぞれの大学の取組を受けてスタートをするということですが、両大学ではこれからどういう研究活動が展開されて、成果を上げることが期待されているか、目指しているのか、この点についてもお聞きをしたいと思います。

○政府参考人(吉田大輔君) まず、京都工芸繊維大学でございますけれども、今回のユニット誘致によりまして、卓越した実績を有する海外の大学と長期にわたって組織的な双方向の学生交流、共同研究を推進できる連携体制の構築を進めていく予定でございます。このような取組を通じて、グローバルスタンダードに基づく質の高い教育の実施、あるいは誘致ユニットの有する国際的ネットワークも含めた研究活動やグローバルネットワークを通じた研究力の飛躍の向上、さらに企業や地方自治体との連携の更なる強化による社会貢献などを成果として目指しているところでございます。

また、北海道大学におきましては、今回のユニット誘致によりまして卓越した実績を有する海外の大学との国際連携研究教育を推進し、量子医理工学分野及び人獣共通感染症分野について、世界最高の教育研究の展開拠点を形成することを目指しております。このような世界トップレベルの教育研究ユニットとの共通を通じて、グローバルな質の高い教育研究の基盤が形成されるのみならず、具体的には、量子医理工学分野では、分子追跡陽子線治療装置を活用したがん治療技術のイノベーションの創出、また人獣共通感染症分野では、ワクチン・創薬研究、病原性疫学研究及びゲノム・バイオ研究等における人獣共通感染症の克服などを目指しております。

○柴田巧君 すばらしい成果があることを期待したいと思いますが、いずれにしても、こういうふうな日本国内で世界水準の教育を受けられる意義は大変大きいと思います。

ただ、この世界的に著名な研究者を誘致するというのはなかなか正直容易なものではなくて、今ほど答弁があったように、北大やその京都の大学のいろんな、これまでの個人的な関係も含めて、いろんな取組が今回こういうふうな結び付いたということ。誘致される方も、日本に行つて、その大学に行つてやっぱりメリットがあるというところが大切で、どうやってそのメリットを出していくのか、その研究テーマの設定とかいろんな工夫も求められると思いますが、先ほど申し上げたように、なかなかこれは一大学で取り組めない、いろんな財政的なものも必要なものになります。

したがって、文科省としても、これを積極的にやっぱり後押しをしていくことが大変重要だと思いますし、そのことによつて頭脳循環を進めていくということになるし、そういう取組をしている日本で勉強、研究をしたいという学者、研究者を日本に集められるということも可能だろうと思いますが、このユニット誘致の推進に、大学の国際的競争力の強化のために積極的に進めるべきだと思ひますが、大臣のお考えをお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(下村博文君) これは御指摘のとおりだと思います。このユニット誘致は両大学の研究室レベルだけでなく、学部そのものをユニットとして誘致するということについて、私も日本の大学の学長や、特にアメリカの大学の学長に積極的な話をしているところでありまして、アメリカの大学の学長の方が非常に関心があると。残念ながら日本の大学の学長は、まだ自ら出ていってというところまで積極的な大学は少ないといひますが、余り関心がないという状況がありますので、文部科学省の中に参画がございまして、こういうことについて、特に日米関係におけるユニットについてマッチングできるような、そういうことを文部科学省としても進めてまいりたいというふうな思ひます。

特に、海外の、御指摘がございましたが、トップクラスの大学から教員や教育プログラム等の教育

ユニットそのものを丸々誘致することによりまして、日本国内での世界最高水準の教育を受けることができたり、あるいは日本人研究者が海外の優秀な研究者との国際共同研究を質量共に充実したりすることが可能になると。これは、我が国の大学の国際化を促して世界に伍して競う大学の教育環境をつくっていく上で、非常に有効な取組であるというふうな考えております。

また、今年度から、新たにスーパーグローバル大学創成事業を開始し、ここにもユニット誘致などの意欲的、先進的な取組を積極的に支援するということもメニューとして入れておりますので、そのようなことを考えながら、海外大学からのユニット誘致など、世界最高水準の教育研究活動を飛躍的に充実する大学について、国としても支援をしつかりしてまいりたいと思ひます。

○柴田巧君 時間が来ましたので、終わります。ありがとうございました。

○松沢成文君 みんなの党の松沢成文でございます。

私は、今日のこの議題となつております学校教育法、国立大学法人法の一部を改正する法律案、この具体論に入る前に、そもそも日本の最高学府、大学のどこに問題があるのか、この根本的なところが私自身もまだつかみ切れていないんです。やはり、ここをしつかりつかまないと、具体的な改革案というのはやっぱり成案を得られないと思うんですね。ですから、今日はちょっとそもそも論というか基本的なことからお聞きしますので、大臣、局長、副大臣、ちょっと通告にないことを聞いたら、その感想でもいいですから、是非とも答えていただければ有り難いというふうな思ひます。

まず、安倍総理も、成長戦略の一環として、世界に勝つ大学をつくっていくんだと大きな目標を掲げているわけですね。これを聞けば誰も反対する人はいないと思うんですね。

私も、いつもよく新聞に世界の大学ランキングとか載りますね。一番有名なのがタイムズ・ハイ

アー・エデュケーションというところが出している、これイギリスの高等教育専門誌だそうですが、この大学ランキングというのがある、毎年秋に出るわけなんです。それで、毎年見るたびに、もう日本人として本当に、ええつ、何でかなと思うぐらいに日本の大学の評価が低いんです。ベストテンに当然入っていない。ベスト二十にも全然入っていない。ベスト五十にも一つも入っていない。東京大学が、あつ、二十三位に入っているんです。京都大学が五十二位ぐらいですかね、昨年十月のやつでは。それで、ベスト百五十に日本の大学が五つしかないというのが実態なんです。

多くの国民の皆さんも、私もそうですが、日本人はすごく勤勉だと思っています。それで、日本の技術や産業もやっぱりこれはもう世界に冠たるものだという自負もあると思います。なぜ、ここまで先進国として世界を、世界の経済をリードしてきた日本、その日本の大学が世界的な視野から見るとほとんど評価されていない、あるいは優秀な大学を日本からつくり切れていないということに非常に大きなショックを覚えるんですね。

そもそも論として、大臣、日本の大学の評価がここまで低い、この日本の大学の低迷の原因というの一言で言うところにあるとお考えでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) 一言で言うのは難しいんですけども、今、アベノミクスによって、特に三本目の矢というのは長期的な戦略が必要だと思いますが、科学技術イノベーション等によって、新たな我が国におけるほかの国に負けないような新産業を育成していくと。そのための科学技術イノベーションというのはこれは政府としても急務だと思いますが、問題はそれを支えるための、つまり高度な教育を受けた人材がなければ、実際はそういう受皿として新産業を育てていくというわけにはいかないわけでありまして。しかし、大学がそこまでのものになり得ているのかというところについては、そうでないという御指摘で

あります。

現状、我が国の大学は、大学生の学習時間がアメリカの学生の二分の一以下である、社会の期待に十分応えていないと、また御指摘ありました。世界大学ランキングなどからも国際的な評価が低いと、こういう状況ですが、その原因としては、一つは、入学前に本来大学で学ぶために必要な学力が身に付いていない。今の日本の大学の四割ぐらいが高校以下の補習授業をしているという実態があるわけでありまして。また、大学に入学すること自体、そのことが目標となつてしまつていて、入学後の学習に対するモチベーションが弱いと。

それから、大学において主体的な学習を促す工夫などの大学教育の質的転換が十分進んでいないと。つまり、学生の問題がありますが、それ以上に大学側としてその受皿がきちつと教育的になされているのかということについて、ところてんのように大学はレジャーランド化されているのではないかというのは随分前からの話でありまして、そういう学問としての、学園としての組織体系、対応できているのかという問題。

それから、そもそも就職の際に大学での学習成果が社会として評価されていなくて、こういうこととか、あるいは国際的に見て留学生や国際共著論文が少ないなど、日本の大学の国際化が遅れている。あるいは、社会人の受入れや地域の産業界との連携が十分でない。これは、日本の大学は二十五歳以上の学生の割合は二%で、ヨーロッパはもう二〇%を超えているという中で、社会人の学び直しの受皿にもなっていないし、地域の産業のニーズの受皿にもなっていない。それから、各大学の特色や強みを最大限に生かすための学内組織の改革等がスピード感を持って行われていない。数え上げれば切りがないと思いますが、こういう問題があるというふうに考えております。社会、経済、グローバル化が進む中で、大学が今のままでは日本が世界の中で発展をしていくことはできないというふうに考えます。我が国の大

学が真に社会の期待や要請に応えるものとなることにより、またそのような強い危機感を持つて大学の再生に取り組むということが、大学にも、また日本社会にも求められていることであるというふうに考えます。

○松沢成文君 今大臣にもう六つ、七つの日本の大学の低迷の原因を挙げていただきましたが、聞いていて、それぞれに、なるほどそれはそれとおりの感想を持ちました。それで、吉田局長、先ほどもお答えになつていたので、ちょっと通告にはないんですが、局長の分かる範囲で教えていただきたいんです。

この大学ランキングは五つぐらいの指標があつて、一つは教育、二つ目は研究、三つ目が論文被引用で、論文がどれだけ使われているか、それから産業界からの収入、そして国際性と、この五つの分野で評価しているらしいんですが、具体的に、実はこの大学のランキングの評価を見ますと、何とベスト百の中の四十六の大学がアメリカの大学なんです。だから、アメリカというのは確かに大國で人口も多いわけですが、アメリカの大学というのは世界の中で圧倒的に強いわけなんです。もつと言え、このベストテンは全部アメリカとイギリスの大学です。それ以外入らないんですよ。

具体的に日本の大学とアメリカとイギリスの大学を比べて、先ほど申し上げた教育、研究、論文の被引用、それから産業界からの収入、国際性、アメリカの大学はこういうところが強い、日本の大学はこういうところが弱い、だからこれだけ差が出ちゃつていて、こういう見方ができるのかなと思うんですが、どうでしょうか、その辺りの見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(吉田大輔君) タイムズ・ハイアー・エデュケーションのランキングは、委員御指摘のように、教育、論文引用、研究、国際、産学連携という五つの指標に基づいて評価しております。これを特にアメリカの大学と日本の大学とを比

較した場合に明らかに差があると考えられますのは、一つは国際面でございます。それからもう一つは、論文引用というところでございます。国際共著論文の割合なども日本はまだまだ不十分でございまして、そういうところがこの論文引用の低さというところに表れてきているんだろーと思ひます。

○松沢成文君 大臣、あともう一つ私が気になるのは、この日本の大学でトップ百五十に入る大学は、東大、京大、阪大、東北大とか全て国立大学なんです。日本にはもう明治の頃から優秀な私学がたくさん育つてきていると思うんです。実は大臣も私も私学の出身です。それで、なぜ日本の私学の評価はこんな低いのか、これも私、分らないんです。国立に比べて私学の力がなぜこんなに弱いのか。この辺りは、大臣、どんなふうに見ておられますか。

○国務大臣(下村博文君) まず、先ほどの日米の比較で、そもそも別にアメリカナイズするような大学に日本がする必要はないじゃないか、物差しをアメリカに合わせる必要はないじゃないか、日本は日本で独自の物差しを作ればいいんだ、ベスト百に達する日本の大学が入るような物差しを作ればいいじゃないかという話が衆議院でもあつたんですが、私は、アメリカの大学と日本の大学の、日本の国立大学、私学を含めてですが、どこが問題なのかということについて、昨年の秋に利根川進さん、ノーベル賞受賞されて、アメリカの大学で拠点を置いて研究されているんですが、私が大学改革をするということで関心があるということで、訪ねてこられたんですね。そのときに利根川さんが言われていたことが端的だと思ひてい

るんですが。例えば、日本で一番難しいのは東大の医学部だろうと。しかし、この百年間でノーベル賞受賞者が何人出ていますか、ゼロですね。自分の関係のあるシカゴ大学は東大の医学部ほど、あるいは東大ほど、入るのは実際難しいんですよ。しかし、シカゴ大学の学部生だけで六十九人がノーベル賞

を受賞していると。それはそもそもアドミッショ
ンポリシーが違うんだと。東大だけじゃありませ
んが、日本の大学というのは十八歳の、入るとき
の学力のピークを評価をするという試験の仕方
をしてるけれども、シカゴ大学は、アメリカの大
学は入ってからどれぐらいその学生は伸びるの
かという伸び代、それは要するに学生が何のため
に大学に入りたのかという志、それからその学生
が社会へ出てどんな役に立ちたいのかという貢
献度、そういう学問に対する渴望感というか、意欲
といひますか、志、それをトータル的に見るか
ら、学力だけの判定テスト、日本の入学試験のよ
うな形を取つても、それはノーベル賞受賞者が
出るという物差しは全然違うと。

そもそも、大学入学試験の物差しが違うし、大
学で何をするかというアドミッションポリシーが
違うから、結果的に四年間でそれだけの差が付く
んだと。まさに今、日本の大学でも求められて
いるところはそういうことだろう。私学においても
国立大学においても、日本の大学が、じゃ、それ
だけの世界的なグローバル社会におけるアドミッ
ションポリシーを考えてやっていくのかという
と、やっぱりこれまでの井の中のカワズ的な部分
から脱却できない部分がある、それがあの世界ラ
ンキングでもほとんど停滞している理由でもある
というのが言えるんじゃないかと思ひます。

○松沢成文君 次に、大学には学生がたくさん
いるわけですね。学生をいかに教育をし、また、学
生も教授も力を合わせて研究活動も成果を上げて
いかなきゃいけないと思ひますが、この学生
を大学は集めて教育をするわけですが、この学生
を大学に、じゃ、日本の子供たちが成長して
いて、どれぐらいの子供たちが大学に行くべ
きなのか、つまり大学進学率ですやね。

私なんか学生の頃はまだ三〇%をちょっと超
えたぐらいだったと思ひます、三割ぐらいでし
た。ところが、今や五割ですよ、五〇%。ピー
ク、三、四年前にあつて、五二%まで行つたん
ですが、今五〇%ぐらいまで落ちていますが、先進

国日本として、OECDの中で日本よりも大学進
学率が高いところはあるらしいんですね、結構。
ただ、五〇%です、今。この大学進学率というの
は、五〇%、大臣はこれぐらいいいとお考え
か、それとももう少し絞つて、本気で大学で学ん
で、やる気のある学生に絞るべきだから二、三割
でいいとお考えなのか、あるいは、もつともっと
大学に子供たち行つてくれないう、これから少子
化社会で学生減つちゃうし困るから、大学進学率
は上げるべきなのか。どんなふうに考えていらっ
しゃいますか。

○国務大臣(下村博文君) 二〇一一年の調査で、
日本の大学進学率は五二%です。OECD平均が
六〇%。ですから、日本はかなり高学歴の国であ
るというイメージは、かつてのもうイメージであ
つて、実際、OECD諸国よりは大学進学率は
低いと。ちなみに、韓国やアメリカはもう七〇%
を超えていて、世界最高の大学進学率はオースト
リアの九六%なわけですね。私は、先ほど、科
学技術イノベーションとこれから新産業の育成と
を圖つていくという意味では高度な教育力を、
やっぱり人材育成として育てていかなければ、そ
れを支えるということにはならないと思ひます。
ですから、大学の質と量を両方高めていくとい
うことがこれから必要であるといふふうに考えま
す。そのためには、少なくとも韓国やアメリカ並
みの大学進学率は、これは当然考えるべきだとい
ふふうに思ひます。

しかし、そうすると付いていけない学生がどん
どん増えるだけではないかということにもなつて
くるわけですから、先ほどのアドミッションポリ
シー含めた高校以下の教育についても、これは学
力だけじゃありませんが、学ぶ意欲を含めた、我
が国がしっかりとした高等教育についての改革を
していかなければならないといふふうに思ひます
し、また、実はほかの国の、OECDでも進学率
が高いというのは、日本でいう専門学校とか専修
学校が三年以上のところはそこに入つてい
るところもあるんですね。日本は二年ですから

入つていないと。ですから、その専修・専門学校
を入れれば、実際我が国でも七〇%を超えるとい
う数字もあるわけでありまして、こういう学校に
対して大学と同じような高等教育機関として位置
付けをしていくといふようなこと、あるいは大学
そのものの質と量を増やすといふようなことをす
ることによつて高度な人材力を育成していくとい
うことが経済発展をしていくという意味において
もこれは必要なことであるといふふうに考えま
す。

○松沢成文君 アメリカなんかでは、経営学修士
ですが、MBAみたいな一般の学士から大学院も
含めた充実を圖つていこうといふふうに聞いてい
ますけれども、学士、勉強してとにかく大学卒とい
う資格を取るだけじゃなくて、実学としてその上
の大学院教育というのを、単に学者をつくるため
の大学院じゃなくて、実学の世界で活躍する人た
ちをつくる大学院というのが非常に充実している
ように私は見受けられるんですね、そこに
世界中から優秀な人たちが集まつて切磋琢磨しな
がら、またそこで学んで母国に帰つて活躍をして
いるみたいなのができていますね、人の流れとし
て。

日本は、今後、大学院を、今までの修士という
アカデミックな単位を取るだけじゃなくて、実学
を教えてリーダーをつくるべく、こういうよう
な大学院教育というのも日本にももつとも必要
じゃないかと思ひますが、大臣はいかがお考
へでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) おっしゃるとおりだと
思ひますね。

日本で、企業が大学卒と大学院卒で、今御指摘が
ありましたようなMBAとか、そういうことでの
評価をしているかという、日本の企業はもうほ
んどしてないに等しいのではないかと
うに思ひますね。それは、企業側の問題という
よりは、やっぱり大学側がそれだけ即戦力なり、
大学生よりは大学院生の方が企業や社会に対して
間違いなく貢献するだけの人材、これはいろんな

分野が想定はされますけれども、それを育成して
送つていこうといふふうになつていない部分があ
つて、それが日本においては大学院卒というのが正
しく正当性を持つて評価されていらない、ある
いは、そもそもそれだけの即戦力として大学院側
があるいは大学側が学生を企業側から見たら育
てていないと、こういうような問題があると思
ひますから、その辺、我が国の高等教育においては
課題があるといふふうに思ひます。

○松沢成文君 先ほどの大学進学率の問題に戻
りますが、大臣としては、OECD諸国を見ても六
〇%、七〇%、アメリカ、韓国あるわけで、日本
もそれぐらいを目指していいんじゃないかとい
うニュアンスがあつたわけなんです、これから少
子化がどんどん進みますよ。そうする
と、日本の経済がどつと大きくなるに從つて大学
もどんどん増えてきたわけですが、この少子化で
学生数がたんと減つてきて、恐らく学生を集め
切れずに経営難に陥つていく大学がこれからど
んどん増えてくると思ひますね。

現に、これはちょっと例が悪いかもしれませんが、法科大学院も、もちろん法曹関係者を増や
したいという、そういう国の意思があつて、あれは
国家資格でありますから法科大学院をつくつたけ
れども、結局勝ち組、負け組できてしまつて、も
う負け組の方は人も集まらない、いよいよ淘汰の
時代に入つていけるわけですね。これが大学その
ものにもやつてくるんじゃないかと思ひていま
す。もう既に始まつていけるのかもしれない。そ
のときに、文科省として、あるいは大臣として、
この大学の統廃合について何か対応をしていくべ
きだと考えているのか、それとも、これは自由競
争なんだから駄目な大学は潰れていくのも仕方な
いでしょうといふふうに見ていくのか、その辺の
戦略、考え方はどんなふうにお持ちでしょうか。
○国務大臣(下村博文君) 御指摘のように、少子
高齢化の中で十八歳人口は減つて残念ながらい
かざるを得ない、現状ですとですね。そういう中
で、既に大学の四割近くがもう定員割れしていま

すから非常に厳しくなるということであり、
で、現状どおりの経営をしていってたら国立大学で
あつても統廃合の憂き目に遭わざるを得ないとい
うところがこれから出てくるというふうに思いま
す。

ただ私は、悲観論ではなくて、先ほど申し上げ
ましたように、大学の質と量を両方充実をしてい
く必要があると考えているのは、必ずしもその学
生対象は十八歳人口に限る必要はないのではない
かと。つまり、社会人の学び直し等ですね。

これは大学側の問題もあるし、日本社会全体の
問題でもあります。例えば女性の活用で、優秀な
女性であっても、結婚して出産して子育てして、
そして社会に戻って働こうと思っても、パートと
かアルバイトしかなかなかないという状況がある
わけですね。そのときに、もう一度その能力を生
かしてスキルアップのために例えば大学や大学院
に入り直すとか、専門学校、専修学校でもいいで
すけれども、入り直す。そういうことを学ぶ機
会があれば、これはもう男性よりもはるかに即戦
力で、三十、四十代あるいは場合によっては五十
代になっても社会で働ける、そういう女性もたく
さんおられるというふうに思います。

それは女性だけでなく、今再就職しようと思っ
たら、結果的にはそれがステップアップではな
くドロッダウンになってしまうと、前よりも給
料が減ってしまうということも多いわけですね。
それが一旦、社会人の学び直しで、そういう教育
機関でスキルを、あるいは学力、勉強して能力を
高めて社会にまた入るといふような、高齢者の
方々もそうですが、そういう高等教育機関が、受
皿としてこれから考えていく。それから外国人留
学生もそうですけれども。

ですから、必ずしも人口が減っていくから大学
はもう厳しくなつて統廃合になるということじゃ
なくて、その大学の教育研究方針、経営方針に
よつて、逆に十分なチャンス時代にもなるのだ
はないかというふうに考えます。

○松沢成文君 すばらしいポリシーだと思いま

す。

もう一方で、大学の先生方、教授陣なんです
が、私が言うのは僭越ですけども、でもちよつ
と日本の今の大学の教授陣は、果たして大学教授
というレベルにある方なのかと思う方も多々見
受けられるんですね。

ある方に言われたんですが、大学の教授になる
のが日本で一番簡単なんだと。小学校も中学校も
高校も資格試験があるから、教員試験に通らな
ければ教員にならないけれども、大学は大学が欲
しいと言えはそれは教授なんですね、もう請われ
れば。果たしてこれでいいのかという問題意識の
方がいらつしやいました。大学も人が集まらな
ければ有名なタレントさんでも教授にして学生を
集めたいなという誘惑に駆られるのかもしれない
ん。ただ、私は、客員教授であれば、そういう有
名な方を集めて生徒を集めていこうという戦略が
あつてもいいと思うんですが、やはりいざ教授と
なつたら、やっぱりアカデミックの世界に貢献で
きる資質がない人は、これ教授となつても困る
と思うんですね。

そこで、例えば国が、これは私学にまででき
る大きな問題ですけども、その大学教授たる
べき資質について何か方針を示さないと、
ほとんどアカデミックな勉強をしていない方が、
単にほかの理由で教授に抜てきされて、とにかく
人集めに使われるみたいなことも最近多々見受け
られて、これが日本の大学の質の低下につなが
っているんじゃないかという危惧を私は持っている
んですが、大臣はその辺り、いかが考えでしょ
うか。

○国務大臣(下村博文君) これは、日本の学生が
アメリカの学生に比べて半分ぐらいしか学習時間
が少なくない。しかし、日本の学生がそれだけ思
はなくて、システムの問題がある。同じよう
に、日本の教授も優秀な方もおられますが、やっ
ぱりシステムの問題であるんじゃないかと思
うんですね。

多分、同じぐらいの時期ですから、大学へ行つ

て、その大学の教授が十年前から同じ講義録を
持つて板書している。それ、当時は当たり前前
のようにしか見ていませんでしたから、先輩から
ノートをもらつて、授業へ出ていなくてもそれだ
け勉強すれば単位が取れたという時代がありま
したが、さすがに今は少し変わつてきたかもしれ
ませんが、しかしそれが象徴で、一旦教授になつ
たらずつと保障されているということが結果的に自
ら努力をするような形になつていない部分があ
つて、しかし、それを国がなかなか測つていく基
準というのは難しいことだと思いますので、大学
側がやっぱりより優秀な教授をいかに国内外から
集めてくるかと。

これまで自分の大学の卒業生からしか教授にな
れないような閉鎖性の大学はさすがにちよつと
減つてきたと思いますが、いかに優秀な学者を国
内外から集めてこられるかという、まさにこれは
大学のガバナンスの問題でもありますし、それは
今回の大学のガバナンス法案にも物すごい影響し
ていると思いますが、是非、アドミッションポリ
シーと同様に、大学がいかに優秀な教授を集め
られるかどうか。ある意味で、大学における最大
の、企業では商品はいかに集められるかどうか
から、優秀な人をいかに集められるかどうかとい
うことについて各大学が競争し合う、それを世界
中の大学は大きく発展をしていく、そういうこと
にもつながるのではないかと思います。

○松沢成文君 済みません。時間ですので終わ
ります。ありがとうございます。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。

国立大学の学長選考について、「学長選考会議
が定める基準により」と条文に加える理由につ
いて、大学のミッションを実現する適任者を獲得
するために必要となる学長に求められる資質、能
力の明示が事前に十分にされていないとの答弁が
繰り返されてきました。では、どのような選考基
準を定めることを文部科学省は期待あるいは想定
をしているのでしょうか。

○政府参考人(吉田大輔君) 学長選考の基準とい
たしましては、まず、学長に求められる資質、能
力、更に学長選考の具体的手続、方法、これがこ
の学長選考の基準として盛り込まれることを想定
をしております。

文部科学省としては、具体的には学長に求めら
れる資質、能力としては、例えば国外に対する発
信力や地域との協力関係を構築するための交渉力
など、また、学長選考の具体的手続、方法として
は、例えば候補者の推薦方法、候補者による所信
表明やヒアリングの実施など、学長選考会議が行
う候補者選考の方法、また教職員に対する意向調
査の在り方などを想定しているところでございま
す。

この基準につきましては、学長選考会議が将来
の大学のミッションを見通した上で主体的に判断
しつつ設定すべきものと考えております。

○田村智子君 いずれにしても、答弁は、現行法
にある、人格が高潔で、学識に優れ、かつ大学に
おける教育活動を適切かつ効果的に運営する能力
を有するだけでは駄目だと、これを前提にして大
学のミッションを実現する適任者を選考すると、
こういう答弁なんです。では、この大学のミッ
ションというのは一体何なのか。

昨年十一月に文部科学省が発表した国立大学改
革プランでは、大学の強み、特色、社会的役割
(ミッション)について、各大学と文部科学省が
意見交換を行い、研究水準、教育成果、産学連携
等のデータに基づき整理をしたとあります。これ
は、ミッションの再定義と銘を打たれて、国立
大学の専門分野ごとにまとめられ、文部科学省の
ホームページにも掲載されています。このミッ
ションの再定義が大学のミッションとなつて、こ
れを実現する適任者かどうかということ学長選
考の基準にするということなんでしょうか。

○政府参考人(吉田大輔君) ミッションの再定義
とは、各国立大学が機能強化に取り組むための出
発点として、各大学の強みや特色、社会的役割を
明らかにしつつ社会の要請に応えていくために

われたものでございまして、大学の自主的、自律的な取組を尊重しつつ、各国立大学と文部科学省が意思疎通の連携を行いつつ共同して行つたものでございます。このため、文部科学省としては、ミッションの再定義を踏まえつつ、各国立大学が機能強化に取り組んでいることを期待しているところでございます。

学長選考の具体的な基準については、学長選考会議がその責任と権限の下、各大学の特徴、特性やミッションを自ら検討、勘案しつつ主体的に定めるべきものと考えております。

○田村智子君 この国立大学のミッションの再定義は、文部科学省が各大学に期限付でデータの提出を求め、文部科学省が説明会を行い、文部科学省が各大学との協議の調整をしてつくられたものです。私も幾つかのミッションの再定義に目を通しましたが、明らかに文科省がひな形を示したなと分かるものが多々見受けられます。しかも、学部、学科の再編、カリキュラムの再編整備につながるような内容も随所に見られます。

こうした文部科学省主導で定めたミッションの再定義を実行する意欲や力量があるのかどうか、これを学長選考の基準にしていこうと、こういうことを期待しているんじゃないですか。大臣、お願いします。

○国務大臣(下村博文君) 中央教育審議会の取りまとめにおきまして、今後、少子高齢化の進展に伴い大学の経営状況が厳しさを増す中で、大胆な組織再編や限られた資源のより一層の効率的な配分など、学長はこれまで以上に高い識見を持ちながら強力なリーダーシップを発揮して大学改革を進めていくことが求められるということがうたわれております。このため、学長選考会議は、将来の大学のミッションを見通した上で、そのミッションの実現に向けて大学を委ねられる人材を学長として獲得するため、学長像を明確に示すとともに、候補者の資質や能力を確認した上で選考を行うことが求められます。こうした背景を踏まえ、今回、国立大学法人法を改正し、学長選考会

議が定める基準により学長選考を行うことを定めることによりまして、学長選考会議による主体的な選考を促進するものであります。

学長選考の具体的な基準については、このような学長選考に関する趣旨や考え方を踏まえ、学長選考会議がその責任と権限の下、各大学の特性やミッションを自ら検討、勘案しつつ主体的に定めるものであります。

○田村智子君 これ、大学の組織再編へのリーダーシップも期待されるということも含む答弁だったんですね。

一方で、大学の主体的な判断というふうに強調されるんですけども、これがどこまで尊重されるのか、これ大変疑問です。

大学改革プランでは、ミッションの再定義を踏まえ、学部、研究科等を超えた学内資源配分、予算、人材や施設、スペース等の最適化、これを行う大学に対して国立大学法人運営費交付金等により重点支援するということも明記をされています。しかも、これは改革期間中に行う。これ、改革期間中というのは来年度までの二か年のことなんです。

この強みとされた教育研究分野に大学内の予算を重点化する、そのための学部、学科の再編、キャンパスや施設の整理統合などをこの一、二年の間に急速に進める、この大学に運営費交付金を重点支援するんだというプランではないんでしょうか。

併せてお聞きしますが、この重点支援というのは、これまでの運営費交付金の額を増やして加算という形で行うのか、それとも運営費交付金の全体規模はほとんど変わらない中で重点化なのか、これも大臣にお聞きします。

○国務大臣(下村博文君) 国立大学改革プランにおきまして、平成二十八年度からスタートする第三期中期目標期間に向けて、ミッションの再定義を踏まえ、各大学の有する強み、特色をより一層伸長させるため、平成二十七年年度までの改革加速期間中に積極的機能強化を進める大学に対して

重点支援をすることとしております。

そのための予算としては、国立大学法人運営費交付金と国立大学改革強化推進補助金について、既存事業の終了に伴う財源の活用など、必要な見直しを行いつつ、重点支援を行うこととしております。

国立大学が我が国の人材養成、学術研究の中核として安定的、継続的に教育研究活動を実施するためにも引き続き必要な関連予算の確保に努めてまいります。

○田村智子君 これは既存予算の枠内だと言うんですね。運営費交付金の総枠が大きく増えない限り、重点支援を行おうとすれば、どこかを薄くしなければなりません。国立大学の独法化以来、運営費交付金は総枠で一割以上も削減をされて、もはやぎりぎりの人件費にしかならないという悲鳴にも似た声が国立大学からは上がっています。重点支援の対象になるために大学がミッションの再定義を踏まえた改革へと押しやられていく、これはもう火を見るよりも明らかだと私は言わなければならないと思うんです。

さらに、あの改革プランでは、二〇一六年度からの第三期中期目標期間に向けて、国立大学法人評価委員会において改革の進捗状況を毎年度評価、その際、産業界等大学関係者以外からの委員を増やすなど国立大学法人評価委員会の体制を強化するとしています。産業界などの外部評価も一層強めて、この評価に基づいて第三期中期目標の期間も運営費交付金の重点配分などを恒常的に進めていくと、こういう方向なんですか。

こうやって見てみると、これ自主的な改革ということは何度も答弁されるんですが、文科省主導かつ産業界の評価にかなう改革が今後強力に進められていくんだということがこれ浮き彫りになってくるんですね。

そうすると、大臣は、衆議院の答弁の中では痛みを伴う改革もあるんだということをおっしゃっていましたが、やはり学部、学科の縮小などを含む再編、こういうことも断行できる学長を、学内

の反対を押し切つてもやり抜く、そういう腕力を持つ学長を選考するための法改定ということではないんですか。

○国務大臣(下村博文君) 必ずしも縮小を前提で大学改革をするという学長は、これはいらっしゃらないというふうに思います。

これは、やはり大学の時代的なニーズに適應した学部編成の在り方とか学科の編成というのはあり得る話ではありますが、それはまさに時代に適應する、そういう先見性を持った学長ということは必要であつて、その前提として、この大学は将来縮小すべきだというような発想でそもそも学長はなるべきではないと思います。

○田村智子君 学科の再編などを強力に進めていく、学内の反対を押し込んで。やっぱりそういう学長が必要だという立場に立つた法改定だと私は受け止めるんですけれども、その点、いかがですか。

○国務大臣(下村博文君) 大学のミッションの定義の中、あるべき大学像ということが明らかになつた中、それは全員が賛成しなければ大学改革は進めないということでは実際の改革は着手できないということでもありますから、反対があつても、やることはやるべきこととして出てくるかもしれないと思いますが、それはそれぞれの大学のガバナンスの問題でありますから、当然、教育研究、重要事項については、これは教授会の審議の意見も参考にしつつ、最終的には学長が判断するについても、それは無視するということではありませんから、当然、教授会等の意見というのは十分学長に對して反映できるような、そういう教授会の審議そのものを否定しているわけでは全くないわけでありまして、その中で最終的に学長が判断されるものだというふうに思います。

○田村智子君 教授会の意見もこれは尊重する、聴くということでしたので、その点は確認したいと思うんですが。

いずれにしても、大学のミッションということ

ら出てきたか。文科省主導で行ったミッションの再定義なんです。その進捗状況に応じて運営費交付金も重点配分する、さらに毎年度の外部評価によって恒常的な重点配分の体制をつくると、こういうやり方は、私は、大学の自主性、主体性とは相入れないと、このことは強く指摘しなければなりません。

その上で確認をいたします。

文科省が関与して策定されたこのミッションの再定義は学長選考の基準とは直接関係ない、選考基準はあくまで各大学の選考会議において決めるものだ、これは確認できますか。

○政府参考人(吉田大輔君) ミッションの再定義につきましては、先ほども述べましたけれども、各国立大学が機能強化に取り組むための出発点として、各大学の強みや特色、社会的役割を明らかにしつつ、社会の要請に応えるために行われたものでございまして、その際、大学の自主的、自律的な取組を尊重しながら、各国立大学と文部科学省が意思の疎通の連携を行いながら共同して作成したものでございます。

ここで形成されましたミッションの再定義と学長選考の基準との関係でございしますが、この学長選考の具体的な基準につきましては、学長選考会議がその責任と権限の下、各大学の特性やミッションを踏まえて自主的に検討、勘案しつつ主体的に定めるものでございますけれども、その際、求められる学長像という関係で学長選考の基準の中にミッションの再定義を反映したものが含まれることはあり得るものと考えております。

○田村智子君 あり得るけれども、そうしないことも、それは大学の判断だということではよろしいですか。

○政府参考人(吉田大輔君) 各大学の特性やミッションを踏まえて主体的に決めていただきたいというところでございますので、それは大学としての活動、それはミッションの再定義も含まれると思います、そういうものを含まれることを期待しているところでございます。

○田村智子君 ミッションの再定義を含むかどうかは大学の判断ですよ、別のものだとやっているわけですから。

ある大学が公表した学長選考基準が、ミッションの再定義で示されたものと全く異なる、あるいはミッションの再定義の内容に異を唱える立場の人が選考対象となる、そういう基準であると、こう分かった場合でも文部科学省は基準の見直しを求めることはない、これも確認できますか。

○政府参考人(吉田大輔君) 学長選考の基準につきましては、学長選考会議がその責任と権限の下、各大学の特性、ミッションを踏まえて自主的に検討、勘案しつつ主体的に定めていただくものでございます。また、今回の改正では、それを公表していただくことによって社会からの信頼と支援の好循環を確立することや、あるいは学長選考会議自らがより適切に説明責任を果たすことを期待しておるところでありまして、このような趣旨を照らして適切な学長選考の基準を定めてほしいと考えております。

○田村智子君 考えるけれども、主体性であって、大学の決めたものにに対して口出しはしないというふうに確認をしたと思います。

次に、教授会の役割について聞きます。大学の経営、運営の決定権は学長にあり、教授会は審議機関であって決定権限を持つものではないと、このことを法律上明確にしたというのが学校教育法九十三条改定の文科省の説明です。しかし、これは私は教授会が大学運営の中で現に果たしてきた役割を否定するに等しいものだと思います。

そもそも教授会の役割の明確化、これは安倍総理の下に置かれた教育再生実行会議で議論され、五月二十八日に第三次提言に盛り込まれたものです。その後、中教審の大学分科会組織運営部会での議論へとつながりました。

この教育再生実行会議第七回会議では、大学の改革については教授会の抵抗が予想される、ついでには産業界やメディアの全面的なバックアップが

必要だと八木委員が発言をしています。また、第八回会議では、副座長の佃氏から、教授会の在り方について例えば諮問機関に徹するなど踏み込んだ表現にできないか検討したいと提起され、山内委員からも、改革を否定しがちな教授会の多くの現状を認識してしまふことにもなりかねない、こういう議論があつたんです。

いずれも、教授会は大学改革を進める上での抵抗勢力、こういう議論なんです、この法案はこういう立場に立つものなんでしょうか、大臣。

○国務大臣(下村博文君) 教授会は専門的な知見から審議を行うという教育研究上、重要な役割を担っておりまして、学長との関係において必ずしも抵抗勢力ではないというふうに認識をしております。

一方で、教授会については、権限と責任の在り方が明確でなく、キャンパス移動や予算の配分等の経営に関する事項まで教授会が関与する、あるいは、教育課程や組織の見直しを行う際に意思決定に時間を要し迅速な決定ができないなど、学長のリーダーシップの発揮を阻害しているとするような指摘もあるというふうに認識をしております。

このため、今回の法律改正によりまして、大学において決定権を有する学長と教授会との関係を明確化し、学長のリーダーシップの下で大学改革を進める環境の整備を目指すものであります。

○田村智子君 大学の教育研究と大学の運営や経営というのは大変密接な関係にあると思います。大学改革に対して教授会が意見を出せば、大学運営についても影響力を持つと、これは私は、大学自治の要であつて、大学の発展という点からも重要な意味を持つものだと思うんです。

文科省がこれから進めようとしている大学改革との関係でもその重要性は一層増えています。例えば、国立大学改革プランでは、この一、二年間で取り組む改革の柱として人事・給与システムの弾力化、掲げています。これは文科省の説明によれば、恐らく教授会が口出しをするような分野

じゃないということになるんでしょうけれども、年俸制の導入とか教員の流動性とか、あるいは文科省の目標として、シニア教員から若手、外国人へのポストの切替え等を進める意欲的な大学を資金面で積極支援し、改革加速期間中に千五百人分の常勤ポストを政策的に確保すると、こういうことが掲げられているんですね。これは文科省に説明されましたら、千五百人分の常勤ポストというのは恐らく任期付きになるだろう、週五日働いてもらうポストをまずは確保するんだと。これ進めていくと、明らかに私は任期付きのポスト、教員、研究者、これに私は増えていく方向だろうなというふうに思わざるを得ないわけですよ。

国立大学の運営費交付金もあるいは私立大学への助成金も、この間、改革の名の下に経常的経費の部分が増えたり圧縮されて、一方で競争的資金、重点配分が増やされてきたんです。この下で、競争的資金などを獲得するためにその対象となるような事業を創設し、ポストドクや特任助教などのポストも新たにつくる、若手研究者を雇う大学が急激に増えているんです。そのポストのほとんどは一年契約とか、更新も三年、長くても五年、こういう有期契約です。

この下で、若手研究者は、定職に就くための準備期間として本当は学会の発表とか出版とか授業経験で業績を積み上げて求められているんですけども、実際には、講義の時間、その準備の負担が重くて自分の研究がほとんどできない。中には、自分の研究は就業時間中にやっちゃ駄目だと、こういうポストまである。この中で、もう休業日とか就業時間前に自分の研究やって過労状態になっているという若手研究員が今どんどん増えているんですね。

大臣、こういう実態をどのように受け止められますか。

○国務大臣(下村博文君) 能力のある方、実績のある方が適切に処遇されるようなことは是非すべきだというふうに思いますが、今の御指摘の点について、国立大学の改革プランにおいても人事・

給与システム改革の中で、御指摘の年俸制の導入、それからいわゆるシニア層の教員から若手、外国人ポストへの振替促進をしているわけでありまして、こういうことを通じて大学の活性化、それから、やはり大学は学生のためのものでもありますから、学生にとってより魅力的な大学の在り方という観点から創意工夫をする必要があるというふうに考えます。

○田村智子君 私、重大だと思ふのは、こういうポストの中には教授会の審議もなく学長や理事の判断で設けられたというのが少なくないわけです。教授会が認識しないポストが増えて、そのポストを非正規の研究者が埋めて教育研究活動を一定期間行うけれども、やがていなくなってしまうと。これでは、大学内の連携や人的、研究的積み重ねということには築いていくことが非常に困難になっていく。若手研究者だけでなく、これでは大学全体が疲弊していくということが言えると思うんです。

事実、日本の論文生産、先ほどお話ありました。これ、調査や資料を見ますと、二〇〇〇年代以降、主要国の中で日本だけが論文数の増加が鈍化をし、調査によつては日本だけが論文数が減少していると。前国立大学財務・経営センター理事長で、元三重大学学長の豊田長康氏は、OECDデータの分析を行つて、論文数の増減傾向の九割方は研究費の増減と、それに伴うフルタイム換算研究者数で説明できる、研究費の増加に伴わない重点化はむしろ事態を悪化させかねない、こういう指摘までしているわけです。

この間、ずっと学長のリーダーシップだと言われてきました。また、競争的環境を強調する二十年來の改革が行われてきた。その二十年來の改革が日本の大学の停滞を今招いているんじゃないのか。私は、むしろそのことにこそ視点を置いて、教授会の権限を上から統制したり、それを弱めるような議論をするんじゃないかと、そのことが一番現場で分かっている教授会の意見にこそ真摯に耳を傾けるときだというふうに思うわけです。

現に、苦しんでいらつしやる若手研究者の皆さんも、今、教授会と距離はある、しかし自分たちの現状を変えるためには教授会に力になつてもらうしかないんだと、そういう思いだから今回の学校教育法の改正には反対だと、こういう運動が広がっているんです。自分の実績をどう積んでいったらいいのか、担当する授業と研究の関係、どうしたらいいのか、安定した教育研究活動を行うための条件をどうするか。これ、若手研究者が学長と直談判なんかできないわけですよ。やっぱり、結び付いている教授と話し、教授会の中でも議論してもらつて、そこで解決していつてほしいと期待する声なんです。

確認をしたいのと大臣に感想を伺いたいんですけど、これ、若手研究者の評価、ポスト、どうつくるか、若手研究者をどう配置するか、これはやはり教授会が審議すべき事項でし、やっぱりそういう意味でも教授会の役割は重いと思います、いかがですか。

○国務大臣(下村博文君) 単に教授会が身分保障のための機関であつてはやっぱりならないというふうに思ふんですね。もちろん学長がただ独断的に進めればよいということではありませんから、これまでの議論で述べてきたように、教授会を、これは審議はすると。ですから、重要事項についても意見を聴くということも新しい改正法の中で定めているわけでありまして、そういう若手の方々の思いも教授会が聴いて、それを大学の学長に伝えるということは当然あつていいことであると思います。

最終的にはその大学のガバナンスという観点から学長が判断するということが担保されていれば、当然それは民主的にいろんな方々の立場の意見をしっかりと聴きながら、より良い方向に大学を持っていくということについては、それは当然否定すべきことではありませんから、それはそのとおりだというふうに思いますが、しかし、教授会の役割が何か身分の確保のための会ということであつてはならないのではないかと思います。

○田村智子君 時間なので終わります。次回にまた。

○委員長(丸山和也君) よろしいですか。

本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時二十三分散会

六月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、首長や国の権限を強め、教育への政治支配を強化する地方教育行政法の改正に反対することに關する請願(第二〇五七号)

一、奨学金被害をなくし、真に学びと成長を支える奨学金制度を求めることに關する請願(第二〇五八号)

一、てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に關する請願(第二〇五九号)(第二〇六〇号)(第二〇六一号)(第二〇六二号)(第二〇六三号)(第二〇六四号)(第二〇六五号)(第二〇六六号)(第二〇六七号)(第二一四六号)(第二一四七号)(第二一四八号)(第二一四九号)(第二一五〇号)

一、奨学金被害をなくし、真に学びと成長を支える奨学金制度を求めることに關する請願(第二一八八号)

一、てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に關する請願(第二一八九号)

一、教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に關する請願(第二二四八号)

一、学校司書の法制化に關する請願(第二二四九号)

一、てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に關する請願(第二二五〇号)

一、文部科学大臣による教科用図書検定制の廃止に關する請願(第二二五一号)

一、教育委員会委員の公選制復活に關する請願(第二二五二号)

一、初等中等教育費の全額国庫負担に關する請

願(第二二五三号)

一、給付制奨学金の実現と教育無償化に關する請願(第二二五四号)

第二〇五七号 平成二十六年六月二日受理

首長や国の権限を強め、教育への政治支配を強化する地方教育行政法の改正に反対することに關する請願

請願者 千葉県我孫子市 宮本隆幸 外六十三名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一六六三号と同じである。

第二〇五八号 平成二十六年六月二日受理

奨学金被害をなくし、真に学びと成長を支える奨学金制度を求めることに關する請願

請願者 東京都大田区 伴幸生 外千名

紹介議員 糸数 慶子君

大学の学費が高騰する一方で家計は苦しくなり、今や大学生(昼間部)の二人に一人が何らかの奨学金を利用し、約四割が日本学生支援機構機構の奨学金を借りている。学費の高騰で借入額も増大する一方で、非正規労働等の低賃金・不安定雇用の拡大、格差と貧困の広がりは、大学を卒業しても奨学金を返せない多くの人を生み出している。特に、機構の奨学金は七割が有利子となるなど利用者負担が増大し、債権回収会社、ブラックリスト、訴訟等までも利用した徹底した回収強化策により返済ができない人に対する無理な取立てが行われ、奨学金を返したくても返せない人が経済的にも精神的にも更に追い詰められている。

機構の奨学金における返還猶予制度など救済制度は、要件が極めて厳しく様々な運用上の制限もあつて使い物にならない。今や、機構の奨学金は、等しく教育を受ける権利(憲法第二十六条第一項)を支えるという本来の姿を失い、完全に教育ローン化してしまつた。奨学金の返済に苦しむ人は、不十分な教育支援制度の下、自分の力ではどうしようもない理由で返済困難に陥り無理な返

済を迫られている。これは構造的に生み出されている被害者にほかならない。

ついで、我が国から奨学金被害をなくし、真に学びと成長を支える学費と奨学金制度を実現するため、次の事項について実現を図りたい。

一、利用者の負担の少ない返済制度を実現すること。機構の奨学金における返還期限猶予の期間制限を撤廃し、所得に応じた無理のない金額を一定期間返せば残額が免除される「所得連動型の返済制度」をつくること。

二、利息と延滞金を廃止すること。廃止までの間は、返済金は元金・利息・延滞金の順に充当すること。

三、貸与型奨学金の個人保証制度をやめること。四、高校と、大学等の高等教育につき、速やかに国の給付型奨学金をつくり拡充すること。

五、高騰した高等教育の学費を引き下げるための政策を実行すること。

第二〇五九号 平成二十六年六月二日受理
てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に関する請願

請願者 沖縄県南城市 城間泰 外九百七
十名

紹介議員 糸数 慶子君

てんかんは脳の病気で、全国に百万人の患者がいる。医療の進歩、早期診断・早期治療によりおよそ七〇%の人が発作に悩まされない生活を送ることができるようになったが、現代の医療では発作を止めることができない人、いまだに適切な医療を受けられない患者がいる。また、発作の止まっている人でさえ、不安・鬱や行動障害などの併発症、医療費や生活の問題、学校や仕事の問題など様々な悩みを抱えていることが多く、その上、根強く残っている世間の誤解や無理解に苦しめられる場合も少なくない。てんかんのある人は、修学、就職、結婚など人生の多くの場面でてんかんが障壁となる。さらに、二〇一一年に発生した東日本大震災は、てんかんのある人が日常生活

を送る上での不安や課題を浮き彫りにした。これまでの制度は、必ずしもてんかんの障害の特徴に合ったものではなく利用しやすいものではなかった。現在、政府は障害者を支援するための新しい制度を推進しているが、新たな制度で安全で安心できる生活が国民に等しく保障されることを求める。特に、一年以上発作が止まっていけないなどの理由で自動車運転免許を所持できない状況の人は、そのまま職を失う、又は職に就けない状況に陥るため、ハローワークが事業主をしつかり指導できるよう、障害者雇用に限らず就業の場合全般における制度の充実を求める。さらに、二〇〇八年の第百六十九回国会で提出した請願五項目全てが採択されたにもかかわらず、その後施策の実現が遅々として進んでいない。

一、教育に関しては、

1 学校でのてんかんの知識を普及すること。

教員養成課程、特別支援教育研修、教員免許更新研修などあらゆる教員の研修に、てんかんに関する教育課程を設けること。

また、てんかんに関する補助教材を、全校に配布すること。その上で、保健体育の時間に、疾患や障害の理解を深めるためのカリキュラムを取り入れること。差別のない社会、思いやりのある社会を築くためにも、学校教育は重要である。

2 学校で判断できる坐薬挿入や頓服服用のガイドラインを設けること。

てんかんのある子が必要とする、発作時の坐薬の挿入や頓服の服用が、医療行為として学校において制限される事例が、全国で見られる。そこで、保護者から依頼があった場合には、教員全員が基本的な研修を行った後で、学校の判断により行えるように、坐薬挿入や頓服服用といった日常的支援について、日本てんかん学会の提言を

参考：国に責任においてガイドラインを設けること。

第二〇六〇号 平成二十六年六月二日受理
てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に関する請願

請願者 福井県小浜市 日吉淳治 外四百四十九名

紹介議員 山口 和之君

この請願の趣旨は、第二〇五九号と同じである。

第二〇六一号 平成二十六年六月二日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に関する請願

請願者 北海道旭川市 沢崎泰子 外千四百九十九名

紹介議員 相原久美子君

この請願の趣旨は、第二〇五九号と同じである。

第二〇六二号 平成二十六年六月二日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に関する請願

請願者 長野県飯田市 村松希 外五百一十名

紹介議員 若林 健太君

この請願の趣旨は、第二〇五九号と同じである。

第二〇六三号 平成二十六年六月二日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に関する請願

請願者 大阪府豊中市 渡辺美佐子 外千九百九十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二〇五九号と同じである。

第二〇六四号 平成二十六年六月二日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に関する請願

請願者 東京都葛飾区 喜納富江 外千二

紹介議員 小川 敏夫君
この請願の趣旨は、第二〇五九号と同じである。

第二〇六五号 平成二十六年六月二日受理
てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に関する請願

請願者 東京都足立区 川名一洋 外千四百九十九名

紹介議員 川田 龍平君

この請願の趣旨は、第二〇五九号と同じである。

第二〇六六号 平成二十六年六月二日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に関する請願

請願者 高知県南国市 仁井田由里 外二百八十四名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二〇五九号と同じである。

第二〇六七号 平成二十六年六月二日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に関する請願

請願者 山口市 吉田まや 外五百八十二名

紹介議員 江島 潔君

この請願の趣旨は、第二〇五九号と同じである。

第二一四六号 平成二十六年六月三日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に関する請願

請願者 宮崎市 上原直美 外千四百四十二名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第二〇五九号と同じである。

第二一四七号 平成二十六年六月三日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に関する請願

請願者

予算(八・五兆円増)目標を掲げた教育振興基本計

一、給付制奨学金の実現と教育無償化に関する

請願者 愛知県知多市 佐田京美 外五千

紹介議員 倉林 明子君

第三三二号 平成二十六年六月六日受理

首長や国の権限を強め、教育への政治支配を強化する地方教育行政法の改正に反対することに關する請願

請願者 広島市 小松ともえ 外五千六百九十名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一六六三号と同じである。

第二三三三三号 平成二十六年六月六日受理
首長や国の権限を強め、教育への政治支配を強化する地方教育行政法の改正に反対することに關する請願

請願者 大阪市 黒川優生 外五千六百九十名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一六六三号と同じである。

第二三三四号 平成二十六年六月六日受理
奨学金被害をなくし、真に学びと成長を支える奨学金制度を求めることに關する請願

請願者 名古屋市中区 森弘典 外九百九十九名

紹介議員 大塚 耕平君

この請願の趣旨は、第二〇五八号と同じである。

第二三三二五号 平成二十六年六月六日受理
給付制奨学金の実現と教育無償化に關する請願

請願者 埼玉県坂戸市 飯田紀子 外五千九百九十九名

紹介議員 山本 太郎君

この請願の趣旨は、第二二五四号と同じである。

第二三三九三三号 平成二十六年六月九日受理
原発事故による被害、損害の賠償に關する請願

請願者 横浜市 鈴木早苗 外四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第六八八号と同じである。

第二三三九四号 平成二十六年六月九日受理

原発事故による被害、損害の賠償に關する請願

請願者 さいたま市 樋口松男 外六十四名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第六八八号と同じである。

第二三三九五号 平成二十六年六月九日受理
首長や国の権限を強め、教育への政治支配を強化する地方教育行政法の改正に反対することに關する請願

請願者 秋田市 加賀屋俊悦 外四百九十九名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一六六三号と同じである。

第二三三九六号 平成二十六年六月九日受理
教育委員会制度への国や首長の関与を強化する地方教育行政法の改正に反対することに關する請願

請願者 長野県上伊那郡箕輪町 山林由加里 外九百五十名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一九三九号と同じである。

第二三三九七号 平成二十六年六月九日受理
奨学金被害をなくし、真に学びと成長を支える奨学金制度を求めることに關する請願

請願者 東京都荒川区 中村貴寿 外千名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第二〇五八号と同じである。

第二三三九八号 平成二十六年六月九日受理
奨学金被害をなくし、真に学びと成長を支える奨学金制度を求めることに關する請願

請願者 名古屋市中区 水谷英二 外九百九十九名

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第二〇五八号と同じである。

第二三三九九号 平成二十六年六月九日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に關する請願

請願者 熊本県菊池市 西川清蘭 外三百六十七名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二〇五九号と同じである。

第二四〇〇号 平成二十六年六月九日受理
てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に關する請願

請願者 京都市 小泉安司 外千三百三十六名

紹介議員 福山 哲郎君

この請願の趣旨は、第二〇五九号と同じである。

第二四〇一號 平成二十六年六月九日受理
てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に關する請願

請願者 東京都小金井市 宇都宮京子 外千七百七十九名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二〇五九号と同じである。

第二四三八号 平成二十六年六月九日受理
私立幼稚園の充実と発展に關する請願

請願者 福岡市 平山淑子 外二百六十一名

紹介議員 斎藤 嘉隆君

この請願の趣旨は、第一二五八号と同じである。

第二四六七号 平成二十六年六月十日受理
教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に關する請願

請願者 東京都足立区 伊豆明夫 外八万五千名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第二四六八号 平成二十六年六月十日受理

教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善に關する請願

請願者 東京都府中市 小松洋子 外一万九百九十九名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第四一七号と同じである。

第二四六九号 平成二十六年六月十日受理
首長や国の権限を強め、教育への政治支配を強化する地方教育行政法の改正に反対することに關する請願

請願者 山梨県笛吹市 小野寺美絵 外五千三十三名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一六六三号と同じである。

第二四七〇号 平成二十六年六月十日受理
教育委員会制度への国や首長の関与を強化する地方教育行政法の改正に反対することに關する請願

請願者 長野県安曇野市 久保田岳秀 外百七十二名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一九三九号と同じである。

第二四七一號 平成二十六年六月十日受理
てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に關する請願

請願者 東京都練馬区 小園井智代 外三百七十九名

紹介議員 横山 信一君

この請願の趣旨は、第二〇五九号と同じである。

第二四七二号 平成二十六年六月十日受理
給付制奨学金の実現と教育無償化に關する請願

請願者 滋賀県東近江市 竹腰宏見 外五千九百九十九名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二二五四号と同じである。

第二四七三号 平成二十六年六月十日受理

平成二十六年七月三日印刷

平成二十六年七月四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C